

第2期



花見川区のシンボルマーク

花見川区地域福祉計画

あなたが主役 みずから進んで参加しよう!
地域福祉の創造をめざして

計画期間 平成23~26年度



平成23年3月

千葉市

ごあいさつ

花見川区では、平成18年3月に花見川区地域福祉計画（第1期計画）を策定しました。この計画は、少子高齢化がより進む中、住み慣れた地域で人々が安心して暮らせるよう、地域の福祉力を高めるための基本的な考え方を示しており、「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！地域福祉の創造をめざして」という、自助（自分のことは自分ですること）・共助（地域住民が支えあうこと）を中心とした住民による参加・活動の計画となっております。

このたび、第1期計画策定後5年目を迎え、地域を取りまく社会環境や生活課題の変化を踏まえて必要な見直しを行い、第2期計画を策定することといたしました。

計画の見直しと策定には、地域の実情に沿った実行性の高い計画とするために「花見川区地域福祉計画推進協議会」が中心となり、多くの区民の方々の声を反映させるために、市民説明会やパブリック・コメントなども実施しました。

また、市では、市政運営の中長期的な指針として「市基本計画」を策定中であり、区においても、市民に身近な区の特徴を活かしたまちづくりに向けて「区基本計画」案をとりまとめ、にぎわいと笑顔のあふれる「ふるさと花見川区」の実現を目指しております。

この「区基本計画」に描くまちづくりの方向性を着実に推進するために、住民と行政が共働する一つの具体的な実施計画として区地域福祉計画を位置づけ、安心して住み続けることのできる花見川区の地域福祉の向上に取り組んでまいります。

今後とも、区民の皆様の地域福祉への積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた花見川区地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、市民説明会やパブリック・コメントなどで貴重なご意見を賜りました多くの区民の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

花見川区長

ごあいさつ

毎年1%ずつ高齢化率が上がり続ける少子高齢化社会、人口減少社会の到来と云う日本社会がかつて経験したことのない環境の中で、平成21、22年度の2ヶ年をかけて、花見川区地域福祉計画推進協議会委員が中心となり、第1期計画の様々な課題を検証し、高齢化の進展に対応した見直し作業を鋭意進めてきましたが、市民説明会、パブリックコメントを経てこの程ようやく第2期花見川区地域福祉計画をまとめることができました。

これもひとえに花見川区地域福祉計画推進協議会の委員の皆様方や関係者の熱意と活発な議論の賜と衷心より感謝申し上げます。

第1期計画との主な相違点は、少子高齢社会の到来にあわせ高齢者の健康づくりと高齢者の身近な生活支援や独居高齢者の見守り、安否確認等の活動を最重点施策として取り入れたことです。この計画が最大限の自助努力を前提にしながらも、個人ではどうしてもできないところは、地域で支え合う仕組みの整った地域社会実現の一助となれば幸いです。

花見川区地域福祉計画推進協議会
委員長 原 田 雅 男

目 次

総 論

第1章	計画策定の背景及び位置づけ	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の特徴	3
4	計画の期間	4
5	区計画と市計画の関係	4
第2章	花見川区の現状と課題	8
1	花見川区の概況	8
2	第1期計画の課題	14
3	重点項目	19

各 論

第3章	地域福祉の展開	20
1	基本目標	20
2	基本方針	21
3	基本方針ごとの取り組みの内容	22
第4章	計画の推進に向けて	55
1	計画の普及・啓発	55
2	担い手の確保	56
3	財源の確保	56

資料編

- 1 町丁別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・58～60
- 2 社会福祉協議会地区部会対象区域・・・・・・・・・・61
- 3 高齢者関係施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・62～65
- 4 障害者関係施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・65～66
- 5 子供関係施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・66～69
- 6 その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 7 花見川区地域福祉計画推進協議会議題一覧・・70～71
- 8 花見川区地域福祉計画推進協議会委員名簿・・・・・・・・72
- 9 花見川区地域福祉計画推進協議会設置要綱・・73～74

第1章 計画策定の背景及び位置づけ

1 計画策定の背景

住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けるためには、地域全体で支え合い、助け合う力を高めていくことが大切です。

区民の生活習慣や価値観が多様化する中で、少子・高齢化や核家族化等の進展により、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合い、地域のつながりが希薄になっています。

このような中、花見川区では、策定当初から多くの区民の皆さんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行い、区民の皆さんから提案された身近な生活課題の解決策を盛り込んだ「第1期花見川区地域福祉計画」(平成18～22年度)(以下「第1期計画」という)を平成18年3月に策定し、地域福祉の取り組みを展開してきたところです。

しかし、計画策定後の社会情勢も超高齢化社会の到来、非正規雇用の増加、団塊世代の大量退職、児童虐待、災害時における要援護者等への支援など、目まぐるしく変化しており、行政や福祉の関係者、また、地域の一部の人だけでは、対応が難しくなっている状況があります。

このため、「第2期花見川区地域福祉計画」(以下「第2期計画」という)の策定では、「第1期計画」を継承し、地域の関係団体等の代表者及び公募などからなる「花見川区地域福祉計画推進協議会」(以下「推進協議会」という)を中心に、地域福祉を取り巻く様々な状況の変化を踏まえながら、住民だけでは対応が困難な取り組み課題を市の地域福祉計画に移行するほか、類似項目等の整理や統合あるいは項目の追加などの見直しを進め、スリム化を図って策定したものです。

地域福祉の原点は、行政だけではカバーしきれない身近な生活課題を地域住民が中心になって担っていくという考えを基本としていることから、地域における支え合い、助け合う力を高めていくためには、住民自らが、地域における支援やサポートを受け手として享受するだけでなく、担い手として福祉活動や地域活動に主体的、かつ積極的に参加することが必要不可欠となります。

住民の参加により、福祉サービス事業者、福祉活動のさまざまな担い手、行政が協力し手を携え課題解決に取り組んでいくことが重要です。

第1章 計画策定の背景及び位置づけ

2 計画の位置づけ

この計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

なお、千葉市では、市域も広く、区によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、地域の実状を十分に反映するため、市民にとって身近な行政主体である区ごとに「区地域福祉計画」を策定し、あわせて各区の計画内容を踏まえた市(行政)として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定することとしています。

社会福祉法(抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の特徴

○ 区民の参加を重視した計画

計画では、地域ニーズを十分に踏まえることが重要であり、地域福祉の推進の担い手となる区民の参加が不可欠です。

多くの区民の皆さんが積極的に活動に関わっていくことで、新しい関係をつくることができ、情報の交換や問題解決のためのノウハウを増やしていくことができます。

○ 生活課題全般を対象とした計画

福祉の課題に限定するのではなく、健康づくり、防災・防犯など生活に密着した関連する課題も含めた計画です。

また、生活に関わる様々な課題について、子ども、高齢者、障害がある方などの個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉え直し、地域のつながりの中で解決していくことを大切にしています。

○ 地域の実状に応じた取り組みへのきっかけとなる計画

計画を実践するうえで、高齢化が進行している地域と若年世代が多い地域が存在し、地域によっては生活課題が異なっており、目標を実現させるためには地域の特性や実状に応じた創意工夫により取り組むことが必要です。

地域の誰もが自由に無理なく地域活動や福祉活動に参加できるよう「きっかけづくり」となるための計画で、継続的に取り組むことが期待されています。

4 計画の期間

この計画の期間は、「千葉市地域福祉計画」「千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)」、「千葉市障害福祉計画」、「千葉市次世代育成支援行動計画後期計画」等の終期が平成26年度であることを踏まえ、平成23年度から平成26年度までの4年間とし、必要に応じて見直しを行います。

5 区計画と市計画の関係

区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、積極的に自分のことは自分で行うこと(自助)、地域住民同士が支え合うこと(共助)を中心とした住民による参加・活動の計画です。

策定当初から多くの区民の皆さんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行ったものであり、区民の皆さんの提案した身近な生活課題の解決策を盛り込んでいます。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策(施設整備、サービス、人材育成、情報等)(公助)を中心として盛り込んでいます。

(1) 他の主な計画の概要と計画期間

市新総合ビジョン	「千葉市新総合ビジョン」は、市政の基本理念や基本目標を掲げた「千葉市基本構想」と、2015（平成27）年を目標年次とする中長期的な都市づくりの基本的方向性を示す「ちば・ビジョン21」とで構成する。
市基本構想（期間無）	21世紀を展望した市政運営の指針とする。 ○基本理念 「人間尊重・市民生活優先」 ○基本目標 「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」
ちば・ビジョン21（H13～27）	市政運営の中長期的指針となるもので、計画期間は2001（平成13）年を初年度とし、2015（平成27）年を目標年次とする15年間である。 ○ビジョンの目標 「やすらぎをはぐくみ 未来を支える都市づくり」 ○9つの将来像実現のための方向と6つの区の将来像 *現在、これに代わる市基本計画（H24～33）を策定中
第2次5か年計画（H18～22）	「ちば・ビジョン21」に基づく、第2次の実施計画（5か年計画）。 ○計画の目標 「夢と誇りがもてる 安全・安心のまちづくり」 ○内容 第9部486事業で構成 *今後、これに代わる実施計画（H24～26）を策定中
市高齢者保健福祉推進計画（H21～23）	介護保険法に基づく介護保険事業計画（第4期）と、老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体のものとして策定。 ○計画目標 「明るく活力ある超高齢社会の構築に向けて」 ○内容 7つの施策体系により構成
第2期市障害福祉計画（H21～23）	障害者自立支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画である。 ○計画の目標 必要な障害者福祉サービスに係る給付その他支援により、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る。 ○内容 ①指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供、②地域生活支援事業の提供を実現するための各種方策により構成
市障害者計画（H23～26）	障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障害者計画である。 ○基本目標 誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い、地域で自立して暮らせるまちを実現する。 ○内容 自立支援、バリアフリー、特性に応じた支援及び参加と協働を視点に6つの施策体系により構成
市次世代育成支援行動計画（後期計画）（H22～26）	次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「行動計画」で、前期計画の評価を踏まえ、新たな課題に対応するために策定 ○計画の目的 次代を担う子どもたちの成長、子育てに伴う喜びが実感されるように総合的な支援を推進し、子どもを産み育てたいと思う環境づくりをめざす。 ○内容 地域における子育て支援をはじめとする次世代育成支援対策の取り組みを明らかにしたものであり、「保育計画」及び「ひとり親家庭自立支援計画」と一体のものである。

第1章 計画策定の背景及び位置づけ

(2) 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

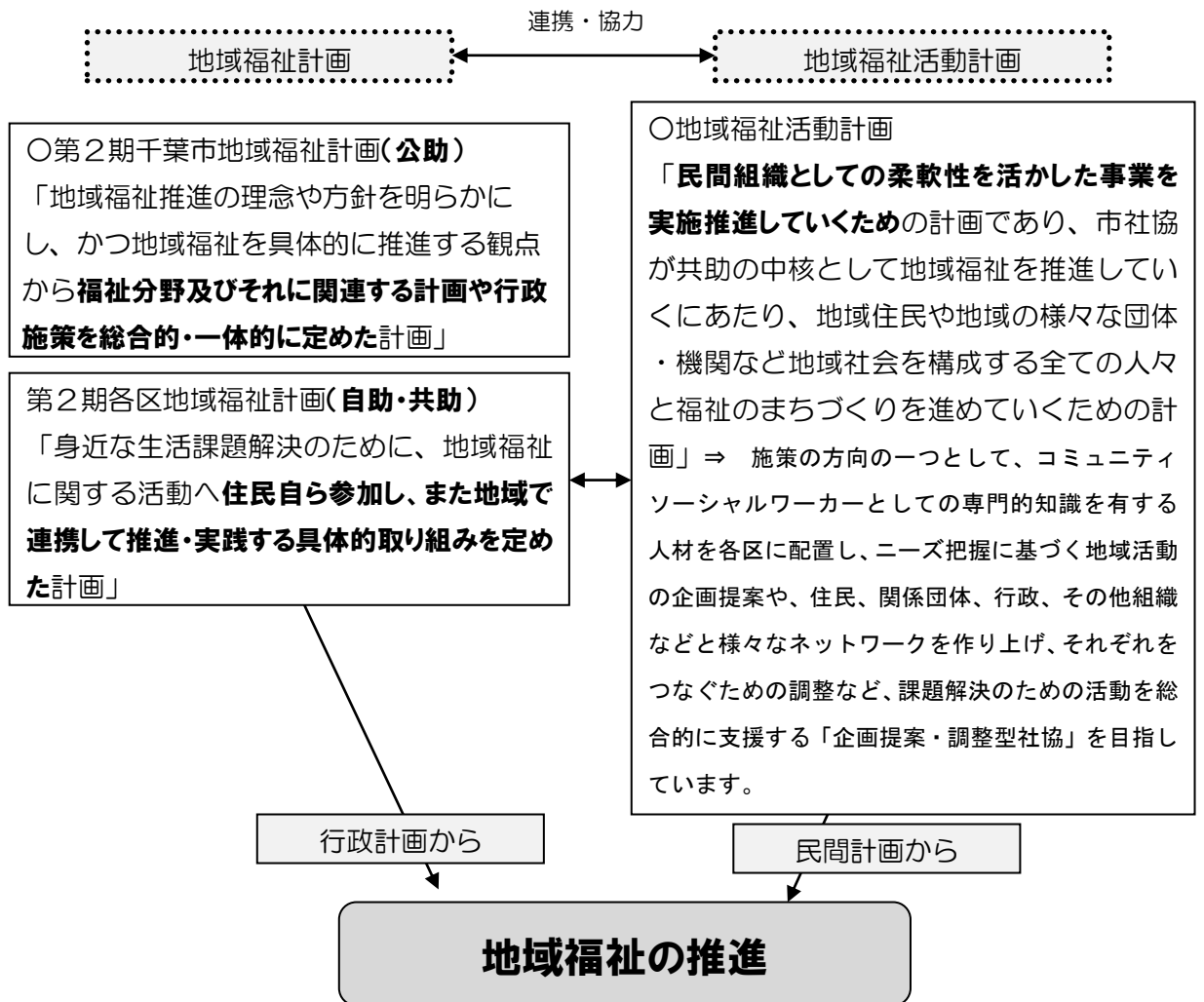
社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人たちを構成員として、市民や活動団体等と話し合い、協力しあい総合的な福祉の推進を図るため、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられている社会福祉法人です。

民間組織としての「自主性」と地域に支えられた「公共性」を活かしながら、各種の福祉サービスや相談活動等を通じて、様々な場面で地域福祉の向上に努めています。

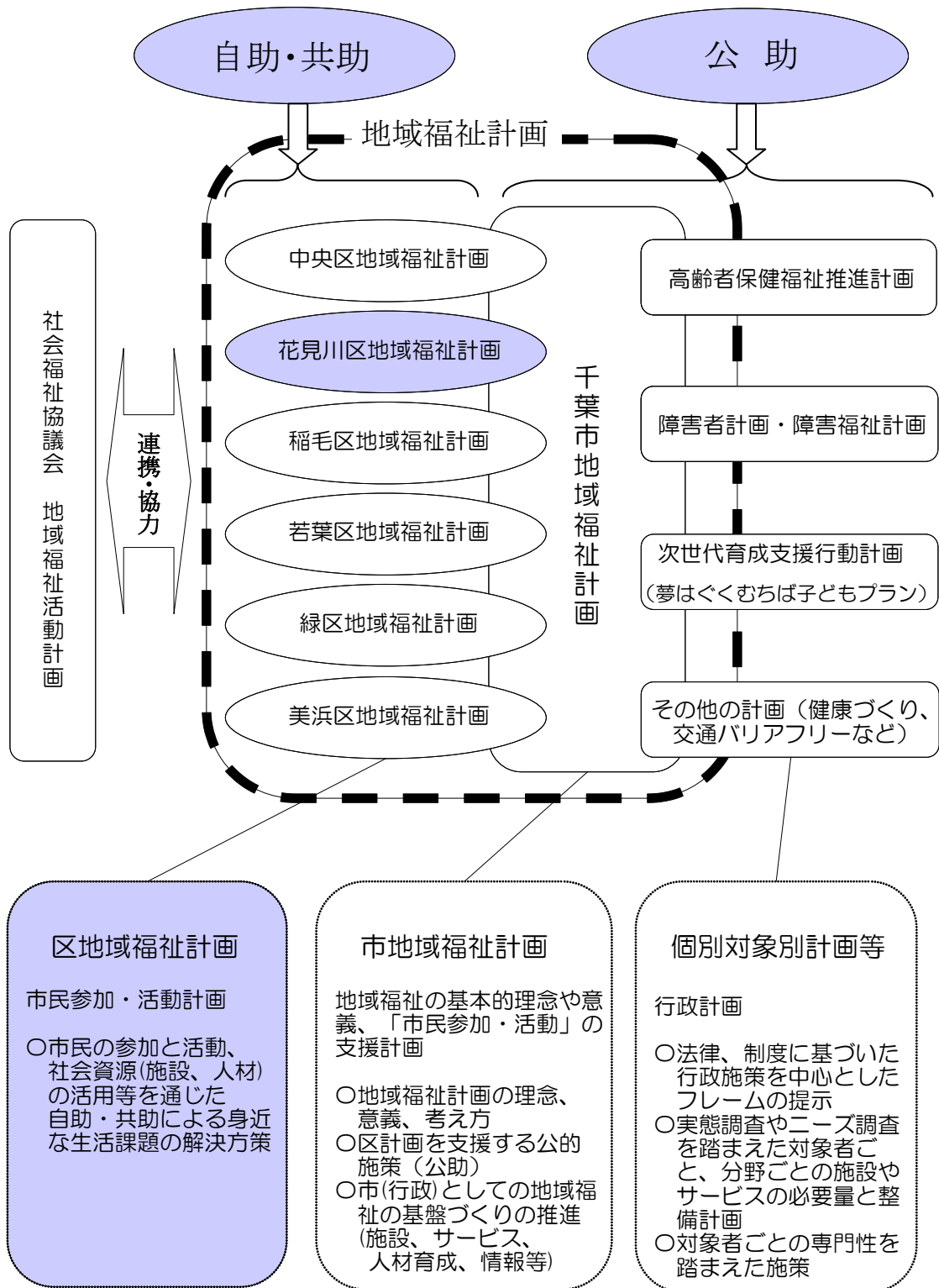
千葉市社会福祉協議会では、「共に手を携える福祉社会の実現」を目指し、地域で福祉活動を行う人たちが、様々な課題や問題を解決する基本指針となる「地域福祉活動基本計画（平成23年～32年）」と、これを実現するための「地域福祉活動実施計画（平成23年～27年）」を策定しています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を目的として十分な連携・協力を図るものとします。

また、地区組織である社協地区部会は、各区地域福祉計画を推進する中心的な担い手としての役割が期待されています。



●各計画の関係(イメージ図)



第2章 花見川区の現状と課題

1 花見川区の概況

花見川区は、千葉市の北西部に位置し、面積34.24km²の南北に細長い形状をしています。東京に最も近く、花見川団地・さつきが丘団地などの居住区域を抱え、6区の中では中央区に次いで2番目に多い人口を有しており、18万人を超える人々が生活しています。

区域を縦断するように流れる「花見川」は、緑豊かな河川空間を形成しており、釣りやサイクリングを楽しむことができるとともに、川辺では、カルガモやカワウ、ハクセキレイなどの様々な野鳥を観察することができ、自然に囲まれたのどかな風景は区のシンボルゾーンとなっています。

また、オオガハスの発祥の地でもあり、区内には桜・フジ・ウメなどの名勝がいくつもあり、四季を通して身近に花を感じることができる花のあふれるまちづくりがすすめられています。

花見川流域に広がる農地では、野菜を中心とした都市型農業が営まれ、本市農業生産の重要な役割を担っています。

一方、内陸部には、製造業を中心とした工場が進出し、工業団地を形成しているほか、南部にはJR総武線や京成線が通り、JR新検見川駅・幕張駅周辺には商業施設の集積が見られます。

また、JR幕張本郷駅周辺は幕張新都心の玄関口として発展を続けているところで

(1)人口

花見川区の人口は、5年前と比較してみるとほぼ同水準を維持していますが、年齢別の人口を「年齢三区分別人口」の割合で5年前と比較してみると、年少人口(14歳以下)の0.8ポイントの減少に対し、高齢者人口(65歳以上)は4.9ポイント上昇しており高齢化が進んでいます。

(単位:人)

市・区	平成17年9月末					平成22年9月末				
	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
		人口	比率	人口	比率		人口	比率	人口	比率
		千葉市	921,653	129,098	14.0%		147,363	16.0%	958,457	132,536
中央区	183,198	23,235	12.7%	32,619	17.8%	197,788	25,513	12.9%	39,072	19.8%
花見川区	180,933	24,758	13.7%	29,364	16.2%	180,194	23,318	12.9%	38,024	21.1%
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	24,163	16.2%	156,804	21,275	13.6%	30,985	19.8%
若葉区	149,777	19,956	13.3%	28,274	18.9%	151,424	19,183	12.7%	36,597	24.2%
緑区	112,793	20,263	18.0%	14,566	12.9%	121,869	20,466	16.8%	19,708	16.2%
美浜区	145,931	21,525	14.8%	18,377	12.6%	150,378	22,781	15.1%	26,927	17.9%

(2)世帯数

花見川区の世帯数は、5年前と比較すると4,044世帯 増加しています。

(単位:世帯)

市・区	平成17年9月末	平成22年9月末
千葉市	386,909	419,892
中央区	84,786	94,745
花見川区	75,000	79,044
稲毛区	63,407	68,991
若葉区	62,461	66,929
緑区	41,406	46,739
美浜区	59,849	63,444

第2章 花見川区の現状と課題

(3) 地域活動の概要

① 町内自治会加入率の推移

花見川区の町内自治会の加入率は、過去5年間で減少傾向にあります。

	加入率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	74.9	73.9	72.4	72.2	72.0
中央区	74.0	72.7	71.6	71.2	70.7
花見川区	85.3	85.3	82.9	82.3	82.5
稲毛区	77.5	76.0	75.8	75.6	75.3
若葉区	73.0	72.2	67.2	66.1	66.2
緑区	60.4	60.0	56.8	56.8	56.8
美浜区	72.3	71.1	73.8	75.5	74.7

※各年とも3月31日現在

※H22は7月30日現在

② 社協地区部会加入世帯数の推移

花見川区の社協地区部会の加入世帯数は、5年前から比較すると増加しています。

	加入世帯数(世帯)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	178,997	174,334	179,928	182,614	180,434
中央区	49,343	50,288	47,765	45,081	43,918
花見川区	28,382	25,836	32,040	32,810	32,738
稲毛区	28,912	28,550	28,155	31,350	31,296
若葉区	25,918	23,933	24,885	24,548	24,359
緑区	19,637	19,973	19,808	20,494	20,613
美浜区	26,805	25,754	27,275	28,331	27,510

※各年とも3月31日現在

③ 老人クラブ加入率の推移

花見川区の老人クラブの加入率は、高齢期を迎えた方の新規加入が少ないため、5年前と比較すると減少しています。

	加入率(%)				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千葉市	7.5	7.0	6.7	6.5	6.4
中央区	12.2	11.3	10.6	9.9	9.4
花見川区	5.3	5.0	5.0	5.0	4.6
稲毛区	6.3	5.9	5.9	5.6	5.5
若葉区	6.4	6.0	5.6	6.5	6.5
緑区	6.2	5.4	4.6	3.9	3.7
美浜区	7.4	7.0	7.2	6.8	7.4

※各年とも4月1日現在

加入率＝加入している60歳以上の人数÷全市または各区の60歳以上の人口 市老人クラブ
連絡協議会未加入クラブを含む

④ ボランティア登録数の推移

花見川区のボランティアセンターの登録数は、個人やグループでの増減はあるものの、登録者数の合計は、ここ2ヶ年同水準で推移しています。

(単位:人)

	登録者数			
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
個人ボランティア	480	516	495	501
ボランティアグループ	634	685	1,052	1,032
下段はグループ数	(19)	(21)	(25)	(24)
合計	1,114	1,201	1,547	1,533

※各年とも3月31日現在

第2章 花見川区の現状と課題

(4) 要介護認定者数

花見川区の介護保険要介護(要支援)認定者数は、平成22年3月末で、5,191人となっています。

内訳として、「要支援」、「要介護1」の認定区分の割合が高くなっています。

(単位:人)

市・区	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
千葉市(平成17年)	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078
千葉市(平成22年)	7,977	4,635	4,492	3,632	3,420	2,918	27,074
中央区	1,804	860	1,187	921	857	653	6,282
花見川区	1,660	1,030	660	620	625	596	5,191
稲毛区	1,207	741	721	538	535	495	4,237
若葉区	1,570	830	960	777	689	554	5,380
緑区	790	696	501	440	399	335	3,161
美浜区	946	478	463	336	315	285	2,823

※ 各年とも3月31日現在

(5) 障害者手帳交付数

平成17年と平成22年における花見川区の身体障害者及び知的障害者の手帳(療育手帳)交付数を比較すると、いずれも手帳交付数が増加しています。

また、精神障害者の手帳交付数については、手帳制度の認知が広まったことや、企業の障害者雇用枠での採用の際に手帳を活用される方が増加したこと等により、千葉市全体で約2倍の増加となっています。

① 身体障害者手帳交付数

(単位:人)

市・区		平成17年			平成22年		
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市		972	22,248	23,220	1,174	27,563	28,737
	中央区	142	4,669	4,811	196	5,733	5,929
	花見川区	138	4,455	4,593	161	5,440	5,601
	稲毛区	172	3,675	3,847	208	4,375	4,583
	若葉区	168	4,199	4,367	170	5,284	5,454
	緑区	242	2,259	2,501	315	3,022	3,337
	美浜区	110	2,991	3,101	124	3,709	3,833

※各年とも 3月31日現在

② 療育手帳交付数

(単位:人)

市・区		平成17年			平成22年		
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市		1,106	2,509	3,615	1,537	3,117	4,654
	中央区	190	524	714	290	614	904
	花見川区	213	449	662	295	576	871
	稲毛区	159	442	601	229	526	755
	若葉区	195	496	691	249	619	868
	緑区	166	278	444	258	359	617
	美浜区	183	320	503	216	423	639

※各年とも 3月31日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位:人)

市	年	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉市	平成17年	10	707	898	146	1,761
	平成22年	32	1,230	1,840	416	3,518

※各年とも3月31日現在

2 第1期計画の課題

高齢化が進行する中、地域格差はあるものの各地区で担い手が不足している活動団体や、住民団体間の連携不足、活動する団体への市からの補助金などの財政支援が不足している等の課題が散見されました。

また、課題解決のため取り組んでいる活動団体をいかにして拡大・拡充していくかについても、今後の課題として浮き彫りになってきています。

なお、地域福祉の推進に資する事業として取り組んだパイロット事業は、19か所で実施されましたが、単発のイベントで継続性が薄い事業や財源不足の問題で、事業の継続の定着率は、低い結果となっています。

また、地域の福祉活動が地域に根付き継続的に推進されるために、新たにモデル事業を実施し、地域での新たな活動の定着を図るため取り組んだところです。

なお、モデル事業を実施した2カ所については、現在も継続されています。

《各地区で設定された共通する生活課題》

(第1期計画策定にあたり、各地区フォーラムで出された意見をそのまま掲載していません。)

(1) 世代を超えたさまざまな交流の促進

- 近所同士での挨拶の習慣さえ失われている。隣近所などとの交流が不足している。
- 地域における世代を超えた人的交流が不足している。
- 障害がある人たちの交流の場が少ない。

(気持ちを分かち合い、情報交換する機会が少ない。)

- 子ども・高齢者・障害がある人たちとの交流が不足している。
- 子どもたちの遊び場が少ない。
- 子どもが自由に遊べる場所・空間がなくなってしまった。他の地域の子どもたちとの交流が少ない。

(2)誰もが気軽に過ごせる場の確保と福祉施設の利用促進

- 家庭に居場所がなく、遠慮しながら暮らすお年寄りがいる。そのような方々が地域で集える場所が少ない。
- かつては、子ども会、児童文庫などが盛んに活動していたが、今は「地域」での子どもの居場所が少ない。
- いきいきサロンなどの高齢者の集う場が少ない。もっといきいきサロンを充実させたい。
- 高齢になり伴侶を亡くして家に引きこもりがちになり、うつ病になる人が多くなってきている。家から引っ張り出して、お茶のみ、おしゃべり等ができる場所が家の近くに欲しい。

(3)地域社会における参加の促進

- 定年退職などで仕事をしていない人が最近増えているが、地域で生きがいを持つ活動(自転車修理、花づくりなど)の場が少ない。
- 障害があるということによって、地域社会への参加が閉ざされてしまっている。
- 通院・買い物等、自動車による送迎がないと生活できない。社会参加したくともできない。
- 地域には、敬老会・ふれあい事業・食事会などの取り組みがあるが、参加者はいつも同じメンバーである。家に引きこもっている高齢者が心配である。
- 法(障害者の雇用の促進等に関する法律)に基づく障害者雇用率がなかなか達成されず、障害者雇用が進んでいない。
- 高齢化が進むに伴って、今まで参加していた方々でも、ふれあい事業などで、階段の上り下りが辛いという理由で不参加になることが増えてきている。階段の昇降が困難なために地域活動に参加できない。
- いきいきプラザ等せっかく良い施設があっても、交通機関の関係で利用しづらくなっている。

第2章 花見川区の現状と課題

(4)地域の幅広い人材の育成・活用

- 定年退職した方などが地域活動に参加するきっかけの場がない。地域における役割を発揮する場が分からない。
- 施設に手話ができる職員が少ない。
- ボランティア活動できる若い人が昼間地域にいない。
- 住み慣れた家で最後まで生活したいが、例えばドアが壊れたときや、高い所にある電球が切れたとき、また病院へ行くときなどにすぐに対応してくれる人がいない。
- 配食サービスの会食会に行きたいが、歩行が困難になったので、ボランティアに車での送迎を頼みたい。しかし、ボランティアには事故時の責任が取れないので、やりたがらない。
- 障害者一人ひとりの個性や、障害の苦しみや不便さとはどういうものなのかが理解されていない。
- 病気や障害に関する知識や情報が少ないため、地域の方々に障害者理解がなかなか進まない。
- 点字ブロックの上に自転車が不法駐輪している。
- 恵まれた環境で育ってきた子どもたちに、他の人の役に立とうという心が欠けている。
- 精神障害者が地域で暮らすときに、自分が精神障害者であることを隠して生活しなければならないことがある。

(5)地域における各種団体・組織等の活性化

- 老人クラブに入会してクラブの皆さんと親睦を図りたかったが、クラブがなくなってしまい、困っている。
- 高齢化社会の中で、敬老会は良い情報交換の場になるはずなのに少ない。老人クラブの育成が必要である。
- 日常生活をサポートする地域ボランティアの組織化が遅れている。

(6)地域生活への支援体制の構築

- 集合住宅の高層階に住んでいるひとり暮らし高齢者は、日常生活の色々な場面（買い物・預金の引出・家周囲の清掃・ゴミ捨て・病院送迎・緊急時の連絡対応など）で困っている。
- 近年、ひとり暮らし高齢者が団地を中心として各地域でも増加している。孤独死が問題となっている。
- 引きこもりがちな高齢者は民生委員・児童委員に相談する意欲もなく、公的支援サービスや民間の支援サービスを受けることなく、放置されており、何か問題が起きてから初めて対策を取っているのが現状で、予防的な措置はまったく取られていないケースが多い。
- 家庭の中で行われている虐待について、学校関係者等第三者が介入しづらい部分があるため、発見されづらい。
- 児童生徒が不登校になる場合、家庭にも問題がある場合もある。早い時期からの対応はできないか。

(7)必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり

- 近くにこんな施設やサービスがあることの情報地域住民に行き届いていない。当事者にも必要なサービスの情報が行き届いていない。
- 支援活動を行いたいが、プライバシー保護の理由で、必要な情報を入手できない。
- ボランティアや専門家等の支援者の情報が不足しており、相談する窓口がわからない。
- 親戚や近所の人等に話しづらいことは民生委員・児童委員に聞いてもらうことになるが、民生委員・児童委員でも人柄や積極性等が人によって異なり、素直に話せないときがある。

(8)適切なサービスが受けられるための仕組みづくり

- 支援を必要とする人とサービス提供者、福祉に関心を持っている人などの出会う場所がない。(ニーズの発掘、マンパワー育成の促進、共感、情報交換、問題意識の共有化等の機会を逃している。)
- 休日・夜間も相談を受ける機関が少なく、十分に対応できていない。身近に相談できる場が少ない。

(9)心身の健康づくりの推進

- 健康維持に関心を持つ高齢者は多いが、日常的にストレッチの指導を受けたり健康器具を使用できる場所がない。
- 高齢者に向けた食事づくり、レシピの提供だけでなく、実技も含めてみんなで楽しく調理できる場所がない。
- 運動不足の高齢者が多い。
- 高齢者になって病院にかかる機会が多くなるが、医療費の一部負担金が高く、経済的な負担が大きい。
- 道路からの排気ガスが周辺の空気を汚染している。健康がおびやかされている。(心臓や肺などに障害がある人は自分の住むまちを安心して歩くこともできない。)
- 伴侶を無くしたりして、ひとり暮らしの高齢者の中には生活面以外のこころのサポートを必要とする人がいる。

(10)地域が安心・安全な防犯・防災の仕組みづくり

- 登下校時、放課後、休日等に子どもが痴漢等の被害にあうなど、子どもたちの安全が脅かされている。
- 地域において発生した事件や、不審者などの侵入(出没)等の情報が、警察や自治体他から迅速に入ってこないため、子どもの安全確保に困難が生じている。
- 近所で買い物に出た隙に、空き巣に入られて金品を盗られるなど、泥棒が増えていく。
- 災害時の救助マップを作成したが、プライバシー保護という理由で、オープンにできず有効活用できない。

- 高齢者や障害者などの災害弱者と呼ばれる方々が、災害、急病の時どうするのか、具体的方策がない。

3 重点項目

「第1期計画」では、4つの「基本方針」、10の「取り組みの方向性」、25の「具体的な取り組み」、106項目の「取り組み内容」に基づき施策を展開してまいりました。

「第2期計画」では、「第1期計画」で位置づけられた4つの「基本方針」、10の「取り組みの方向性」は変更せず25の「具体的な取り組み」について、進捗状況や推進協議会で出された意見を踏まえながら、16の「具体的な取り組み」に再編成し、106項目の「取り組み内容」を、類似項目の統合や住民だけでは対応が困難な公助の性格の強い項目の削除などにより82項目の「取り組み内容」に見直しを行いました。

また、再編成した具体的な取り組みの内、優先して取り組むべき6項目を重点項目として設定しました。

さらに、他区と比べ高い高齢化率を重視し、高齢者の見守りと生活支援について区全体で一斉に取り組むべき最重点項目として、積極的に取り組むこととしました。

- ※ 重点項目等の詳細については、22 ページ第3章の3 基本方針ごとの取り組み内容を参照してください。

第3章 地域福祉の展開

1 基本目標

「 あなたが主役 みずから進んで参加しよう！
地域福祉の創造をめざして 」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取り組みにみずからが進んで参画することにより、地域の支え合い助け合いへと発展し、より豊かな地域をつくることを目指しています。

2 基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の4つの方針を第1期計画より継続して基本方針としました。

この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった生活課題や検討された解決策等から決定したものであり、花見川区の地域福祉を推進していく上での方向性を示すものです。

(1) 誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と地域で活動しやすい環境づくり

近隣住民との交流を深めるとともに、地域で行われる行事への参加を促進します。

また、身近な施設を活用し、誰もがいつでも気軽に利用できる場を確保し、仲間づくりを推進します。

(2) 地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

住民一人ひとりがお互いの多様な生き方や個性を認め合い、こころのバリアを解消し、福祉の心を育みます。

また、地域の幅広い人材を育成・活用し、地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援が必要な人に気兼ねなく支援が受けられるよう地域社会づくりを推進します。

(3) 身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり

身近にいつでも相談できる場があり、必要とする情報がいきわたる仕組みをつくとともに、サービスを必要とする人に適切な支援ができ、質の良いサービスが受けられるよう地域のネットワーク化を図ります。

(4) 恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり

住民一人ひとりが心身ともに健康になるよう、恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる環境づくりを行うとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に生活できる地域づくりを推進します。

第3章 地域福祉の展開

3 基本方針ごとの取り組みの内容

基本方針		取り組みの方向性		具体的な取り組み		重点項目	設定理由	ページ
1	誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と地域で活動しやすい環境づくり	(1)	世代を超えた様々な交流の促進	①	子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します	○	地域における様々な交流の促進は、地域福祉計画を推進するうえで根幹となるものです。	24
				26				
		(2)	誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進	②	活動場所を確保するため、コミュニティセンター・公民館などの公の施設や自治会館・集会所、地域にある空き家、空き店舗などの既存の施設を有効利用した居場所づくりを推進します			27
				③	地域住民が、安全・安心に気軽に活動できるよう、親しみ、ふれあう環境づくりを推進します			28
(3)	地域社会における参加の推進	④	地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう地域のイベント、祭り、町内自治会行事等への参加を促進します	30				
2	地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり	(4)	地域の幅広い人材の育成・活用	⑤	子どもの時から福祉意識を醸成(福祉教育の充実)するため、個人、家庭、社会での取り組みを推進します	○	誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくりを実現するためには、様々な世代のボランティアの育成や充実、あるいは地域のリーダーの養成や活用が必要である。	33
				⑥	地域福祉活動の担い手を育成するために活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や、地域活動への参加を促し、人材の育成・活用に努めます			34
				⑦	地域福祉活動を充実するために、区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成に努めます			35
		(5)	地域における各種団体・組織等の活性化	⑧	社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、お互いの活動を理解し、団体同士が連携・協力することで、組織強化に努めます			36
				37				

基本方針	取り組みの方向性	具体的な取り組み	重点項目	設定理由	ページ
------	----------	----------	------	------	-----

基本方針		取り組みの方向性		具体的な取り組み		重点項目	設定理由	ページ
2	地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり	(6)	地域生活への支援体制の構築	⑨	地域での助け合いのため、地域のネットワークづくりを拡充し、要支援者などへの、身近な生活支援と独居高齢者の見守り安否確認の推進に努めます	◎	社会福祉協議会地区部会を中心に、支援を必要な人へのサポートを実施しているが、更なる支援体制の拡充が必要である。 また、民生委員・児童委員、町内自治会、近隣住民を中心とした見守り等推進体制を早急に整備する必要がある。	40
								41
3	身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり	(7)	必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり	⑩	地域の情報を共有し、わかりやすい情報として、発信・受信するための仕組みづくりに努めます			42
				⑪	住民相互が交流できる機会を増やしていくとともに、気軽に相談できる場の確保に努めます			43
		(8)	適切なサービスが受けられるための仕組みづくり	⑫	地域の福祉課題に対応するため、地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能の拡充に努めます			45
				⑬	地域住民が必要としている、ニーズに応じた支援を行うため、地域ぐるみの活動の充実に努めます			46
恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域づくり	(9)	心身の健康づくりの推進	⑭	地域における多種多様な健康情報がある中、住民自ら自分に適した健康づくりの機会に積極的に参加し、心身の健康づくりに努めましょう	○	一人ひとりの健康づくりは、自助の面だけでなく地域全体で支えが不可欠である。	48	
							50	
	(10)	地域が安心・安全な防犯・防災の仕組みの充実	⑮	地域での防犯意識を高め、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます	○	地域で安心・安全に暮らすため、数多くの実践事例が報告されている。 今後の社会の情勢からも必要である。	52	
⑯			地域での防災意識を高め、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実に努めます	○			防犯・防災の充実を図るためには、地域での活動体制づくりが重要である。	53
							54	

◎：最重点項目

基本方針 1

誰もが心豊かにふれあい安心して生活できる場と地域で活動しやすい環境づくり

取り組みの方向性（1）

世代を超えた様々な交流の促進

【現 状】

- 現在の地域生活において、昔のような「向こう三軒両隣」的な隣人関係が薄れがちになっているといわれています。
- 昔と比べて、隣近所との挨拶をはじめとした声のかけあい、ふれあう機会が少なくなっているように思われます。特に人の出入り（転出・転入）の多いマンションなどでは、隣の名前さえもわからない場合があると聞きます。
- 子どもと高齢者・障害者などがともに交流を深める機会は少ない状況です。

【課 題】

- 各自が隣近所との関係を深めるとともに、地域における世代を超えた様々な交流をより一層図っていく必要があります。
- 地域の各種団体（町内自治会・社協地区部会・老人クラブ・ボランティア・NPOなど）がこれまで以上に交流を行っていくことも大切です。
- 年齢や障害のあるなしに関わらず、地域住民誰もが心豊かにふれあう交流活動を身近な地域で展開していく必要があります。

具体的な取り組み① 【重点項目】

子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します。

1 日頃からの隣近所とのコミュニケーション

- ・顔を合わせたら挨拶をするよう心がけ、近隣とのコミュニケーションを図りましょう。
- ・できるだけ町内自治会の回覧を手渡しで行うようにしましょう。
- ・家の中にひきこもらず、時々近所を散歩するなど、戸外に出るように努めましょう。
- ・隣近所との交流を深めて、日常の情報交換を行いましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会

2 子どもの交流の促進

- ・子どもが町内自治会、子ども会の行事などに参加できるようにPRしましょう。
- ・身近な場所に子育てサロンをもっと増やし、活用しましょう。
- ・運動クラブで活動していない子どもがスポーツを楽しむ場をつくりましょう。
- ・子どもが安心して遊べるように、公園の利用について、マナーの徹底を図りましょう。
- ・遊び場の確保を行うため、地域住民に空き地の提供を働きかけましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、子ども会、社協地区部会、民生委員・児童委員

3 高齢者の交流の促進

- ・商店街、駅前、公園等のコミュニケーションベンチを活用して、憩いのある交流づくりの場を提供します。
- ・身近な場所にいきいきサロンをもっと増やし、活用しましょう。
- ・老人クラブをもっと増やし、活用しましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、商店街、千葉市

4 障害者の交流の促進

- ・障害者の交流の場をつくります。（ふれあいイベント、福祉バザー、ふれあいトークなどの開催）
- ・障害者施設を活用して、障害者間の交流を図ります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、障害者団体、福祉施設

第3章 地域福祉の展開

5 子ども・高齢者・障害者の交流の促進

- ・老人クラブに子どもが気軽に参加できるように、孫の会のようなものをつくり、交流できる場をもうけます。
- ・高齢者施設へ障害者、子どもが訪問し、発表会などを実施することにより、交流を図ります。
- ・高齢者が児童の登下校時に通学路に立ち、見守り活動をする中で、子どもとの交流を図ります。
- ・子どもから高齢者、障害者まで誰もが参加しやすいイベントづくり、ふれあいをメインにした交流会を行います。
- ・子どもから高齢者、障害者まで誰もが交流をもてる場を確保します。
- ・障害者施設への訪問、ふれあいの機会を沢山つくります。

☆想定される主な担い手：地域住民、老人クラブ、福祉施設、子ども会、社協地区部会、学校

6 地域住民との交流の促進

- ・地域住民が参加するお祭り、敬老会、盆踊り、福祉バザーなどの楽しい行事を行います。
- ・子ども、高齢者、障害者、地域住民などが集える福祉フェスティバルを開催します。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、福祉施設、NPO、ボランティア

7 地域交流会の実施

- ・地域の町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが、共通意識をもてるような場をつくりまます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア

8 地域の各団体等の交流の促進

- ・町内自治会、民生委員・児童委員、学校、行政が知恵を出し合い、交流を深め、共に協力し行動します。
- ・地域の各団体等が横のつながりを密にして、情報を交換し合います。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティア、福祉施設、学校、千葉市

取り組みの方向性（2）

誰もが気軽に過ごせる場の確保と福祉施設の利用促進

【現 状】

- 地域に暮らす誰もが様々な活動等を通して、身近で気軽にふれあい、交流する場が求められています。
- 最も身近な地域の場として、町内自治会館や集会所がありますが、すべての町内自治会にあるわけではなく、また、利用方法や管理面等から十分な活用がなされていない場合があります。
- コミュニティセンター、公民館、保健福祉センター等については、利用の仕方を知らない、あるいは利用できることを知らないことなどから、一部の利用にとどまっている場合があると思われます。

【課 題】

- 地域活動の拠点を多く設けることが求められていますが、適当な場所の確保と継続的な運営が大きな課題です。
- 公共施設について積極的にPRするとともに、空き部屋、空き店舗、福祉施設などの民間施設や学校の空き教室等の地域に今ある施設を有効活用することも検討する必要があります。

具体的な取り組み②

活動場所を確保するため、コミュニティセンター・公民館などの公の施設や自治会館・集会所、地域にある空き家、空き店舗などの既存の施設を有効利用した居場所づくりを推進します

9 町内自治会館・集会所の活用

- ・地域の町内自治会館や集会所を地域住民が広く活用できるように使用・管理方法などを含めて検討します。
 - ・いきいきサロンや介護予防活動などの地域の様々な活動に活用します。
- ☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会

第3章 地域福祉の展開

10 空き家、空き店舗などの民間施設の活用

- ・生活ホームやグループホームなどの施設としての活用や地域の様々な活動の場として、空き家、空き店舗などの民間施設の利用を検討します。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、福祉施設、千葉市

11 学校（空き教室・校庭、統廃合）の活用

- ・いきいきサロンやいきいきセンターなど高齢者の居場所としての活用を図るとともに、地域住民誰もが気軽に集える場として、学校の空き教室や統廃合による跡地の利用を検討します。

☆想定される主な担い手：地域住民、社協地区部会、学校、千葉市

12 公民館、コミュニティセンター等の公の施設の活用

- ・各種サークルやボランティア活動における居場所・交流の拠点として、公民館、コミュニティセンター等を積極的に活用しましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、ボランティア

13 地域に開かれた福祉施設の活用

- ・地域における福祉施設への理解を深めるため、積極的にPRを行います。また、施設が地域の一員として、地域行事への参加や地域活動場所の提供などを行うことにより、地域と積極的に関わるよう努めます。
- ・地域住民との様々な行事や催しなどを通して、地域に開かれた福祉施設としての活用を図ります。

☆想定される主な担い手：福祉施設、地域住民、ボランティア

具体的な取り組み③

地域住民が、安全・安心に気軽に活動できるよう、親しみ、ふれあう環境づくりを推進します

14 利用懇話会（仮称）の設置

- ・学校の開放委員会や公的施設の運営委員会等との連携を図り、学校や公的施設の有効活用や利用しやすくなる方法を考える場（利用懇話会（仮称）の設置）を検討します。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、千葉市

15 住民の連携意識の向上

- ・地域住民が住民同士の連携意識を向上させるために、挨拶、声かけなどをして、昔ながらの「向こう三軒両隣」的な隣人関係を築くことを心がけましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民

16 近所づきあいなど（人とのコミュニケーション）

- ・より良い人間関係の構築とコミュニケーションの存在は、心のやすらぎを生むものです。隣近所をはじめとした地域における様々な人とのふれあいを大切に、良好なコミュニケーションを図ることにより、心身をリフレッシュさせるよう努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会

17 ストレス解消の工夫づくり

- ・健康を保つ一番の秘訣は、ストレスを溜めこまないことであり、それには好きなことをするのが一番良いことです。歌をうたったりするなど自分に合ったストレス解消法を見つけるように努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、サークル団体

18 公園などの子どもの安全な遊び場の確保

- ・公園・空き地の整備・活用を図るとともに、学校を開放することなどにより、子どもの安全な遊び場の確保に努めます。

☆想定される主な担い手：地域住民、学校、千葉市



第3章 地域福祉の展開

取り組みの方向性（3）

地域社会における参加の推進

【現 状】

- 地域でともに参加できるイベント、サークル活動、講演会、子ども会など、様々な活動が行われているものの、その情報が十分伝わらなかったり、活動がマンネリ化したりしているところがあります。
- 支援を必要とする高齢者や障害者などは、自宅にこもりがちになることがあり、地域との交流はおろか社会参加への道も閉ざされがちです。

【課 題】

- 一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが対等な関係で住み慣れた地域で暮らしていくものであるという意識の下で、全ての住民が地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要です。
- 支援を必要とする高齢者が増える一方で、元気で活力のある、知識や技術を有する高齢者もたくさんおり、地域のボランティア活動に参加する仕組みをつくる必要があります。

具体的な取り組み④

地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう地域のイベント、祭り、町内自治会行事等への参加を促進します

19 町内自治会、子ども会活動などへの参加

- ・自分の住んでいる地域にどのような団体やサークルがあり、どんな活動をしているか知ることが必要です。そのためには、各団体やサークルが、広報・啓発活動を行うとともに、声をかけあうなどの働きかけを行います。
- ・各種団体・地域の企業の方々にも活動の責任者になってもらい、地域活動への参加を促進します。
- ・絵画、写真、音楽・カラオケ、茶道、将棋、碁、ゴルフ等の趣味のグループづくりも活発化させ、活動の輪を広げていきます。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、子ども会、社協地区部会、民生委員・児童委員、老人クラブ、サークル団体、企業

20 地域のイベント・祭り、町内自治会行事などへの参加

- ・地域の各種団体や福祉施設、ボランティアなどが知恵を出し合い協力するとともに、子どもから高齢者、障害者などが企画の段階から参画することにより、誰もが参加しやすい行事やイベントづくりを行います。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、子ども会、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア

21 持っている知識・技術、趣味の活用

- ・各自が持つ知識・技術、趣味などを生かして、地域に貢献する活動に積極的に参加するよう努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民

22 引きこもり、孤独な高齢者等の参加促進

- ・引きこもりの高齢者には、巡回で健康相談や話し相手を派遣します。
- ・他人と付き合いたくない高齢者や無趣味の高齢者などに対して、まずは身近な町内自治会行事への参加を促し、連帯感を持ってもらいます。
- ・公民館や町内自治会館などを活用して、自由に参加できるフィットネスの教室を開催し（民間フィットネスクラブとの提携）、引きこもりの人への参加を呼びかけます。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ



基本方針2

地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取り組みの方向性（4）

地域の幅広い人材の育成・活用

【現 状】

- 少子高齢化、核家族化、都市化などの進展により、地域のお互いに助け合う関係が希薄化しています。また、住民の価値観も多様化し、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは、地域の福祉ニーズに十分な対応ができない状況が生じています。
- 平成22年3月現在、千葉市ボランティアセンターに登録されている個人ボランティアは、全市で3,927名、うち花見川区は501名です。
また、花見川区のボランティアグループは24団体1,032名が登録され、合計1,533名が登録されています。
- 町内自治会や社協地区部会の一部の役員、民生委員・児童委員に過重な負担が掛っている場合があり、さらには、そのなり手がいないという悪循環につながっています。
- 花見川区の中では、花見川団地6、7街区、こてはし台1～6丁目、宮野木台3丁目で、65歳以上の高齢化率が市内平均の20.0%を大きく上回り、35～40%超に達しています。
- 地域活動に参加したいが何をしたらいいのかわからない、あるいは一緒に参加する人がいないため実際の活動につながっていない等の場合があります。

【課 題】

- これからは、住民一人ひとりの福祉意識の変革や地域への参加意識の高揚が期待されるとともに、地域ぐるみで、誰もが支え合い、助け合いのできる地域社会を実現していくことが求められています。
- 地域にある豊かな人材を発掘し、育成活用することにより、多くの地域福祉の担い手を確保する必要があります。
- 高齢者の中には、知力・体力とも十分にありながら町内自治会活動やボランティア活動に参加する機会がなく毎日を過ごしている方も大勢いるはずであり、短い時間でもボランティア活動に参加してもらえるきっかけづくりが必要です。
- 学生を含めた若い世代にボランティア活動に参加してもらえるかどうかも地域福祉推進の鍵となるとともに、地域に暮らす一人ひとりが役割を持ち、ボランティアや地域の活動に参加することが求められています。

具体的な取り組み⑤

子どもの時から福祉意識を醸成（福祉教育の充実）するため、個人、家庭、社会での取り組みを推進します

23 個人・家庭での取り組み

- ・各個人が福祉に関する学習に積極的に取り組むように努めましょう。
- ・学校での学習を踏まえて、家庭でも親子で福祉について考え、話し合う機会を持てるよう努めましょう。
- ・家庭や親戚の中で、子どもに介護などの福祉を体験させるなど、福祉の学習に努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民

24 学校での取り組み

- ・子どもと高齢者、あるいは障害者とのふれあう機会をつくり、普段から高齢者や障害者に対し、自然に接する取り組みを行います。
- ・小・中学校におけるボランティア活動の取り組みを推進し、具体的な支援あるいは手伝いの方法を教えて、活動の充実を図ります。
- ・高齢者や障害者などの社会的弱者に対する偏見をなくすため、車いすや手話などの福祉体験、介護施設への訪問などに取り組みます。

☆想定される主な担い手：学校、福祉施設

25 地域での取り組み

- ・地域の一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもたちに声かけをするよう努めましょう。
- ・子どもの時から福祉が特別な人のものではないことを家庭・学校・地域で教えていく必要があります。家庭・学校・地域の連携をより一層深めます。
- ・子どもと高齢者のふれあう機会、障害者と健常者が共に活動する場など、様々な福祉教育を行う機会をつくります。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会、
民生委員・児童委員、青少年相談員、PTA、
青少年育成委員会、千葉市

第3章 地域福祉の展開

26 高齢者・障害者などへの理解・配慮

- ・高齢者や障害者などが何かしら困っている、苦しんでいる、悩んでいる場面を見たときに、迅速に必要な支援をできるように努めます。
- ・障害者自身も地域と積極的に関わり、様々な障害の特性やサポートを必要とすることなどについて、地域の方々にも知ってもらい、理解してもらえよう努めます。

☆想定される主な担い手：地域住民、当事者、民生委員・児童委員、福祉団体、NPO、ボランティア

具体的な取り組み⑥ 【重点項目】

地域福祉活動の担い手を育成するために活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や、地域活動への参加を促し、人材の育成・活用に努めます。

27 若者のボランティア体験、地域活動への参加

- ・各種ボランティア活動への参加を促し、体験を通して、若者に対するボランティア精神を培えるような機会をつくります。
- ・町内自治会などの地域活動への参加を促し、地域に対する関心を持ってもらえるように努めます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、ボランティア

28 ボランティア講座などの充実

- ・区ボランティアセンターなどによるボランティア体験・入門講座や研修などに積極的に参加するとともに、講座の充実に努めます。

☆想定される主な担い手：地域住民、区ボランティアセンター、社協地区部会、NPO、ボランティア、千葉市

29 企業ボランティアの活用

- ・ボランティア活動を行う個人やグループだけでなく、地元の企業で働く方々に地域のボランティア活動への参加を働きかけて、企業ボランティアの活用を図ります。

☆想定される主な担い手：ボランティア、企業

30 高齢者パワー（経験豊かな知識、技術を持った人々）の活用

- ・高齢者の豊かな経験や技術を生かして、ボランティアや地域活動に参加してもらいます。
- ・町内自治会館などを活用し、高齢者の持つ技術や趣味（将棋・囲碁・盆栽）等を若者に教える（継承）機会をつくります。
- ・高齢者は、介護施設や医療機関等への訪問や作業応援のボランティアに参加するよう努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、福祉施設、医療機関、ボランティア

31 民生委員・児童委員の活性化

- ・民生委員・児童委員のなり手を確保するため、地域住民に働きかけを行います。
- ・多忙化・高齢化する民生委員・児童委員の負担を軽減するため、世帯数の増加などを考慮しながら民生委員・児童委員の増員を図ります。
- ・民生委員・児童委員の研修を充実し、的確な判断ができるよう民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。
- ・地域における適任者を選任する方法について検討する必要があります。

☆想定される主な担い手：民生委員・児童委員、町内自治会、千葉市、市・区民生委員児童委員協議会

32 サービス提供者の人材育成・質の向上

- ・区ボランティアセンターなどによる各種ボランティア講座・研修を実施し、ボランティアの育成に努めます。
- ・福祉施設の職員への研修の実施やケアマネジメント従事者の養成研修などを通じて、保健福祉サービスに専門的に携わる者の資質の向上に努めます。

☆想定される主な担い手：区ボランティアセンター、ボランティア、福祉施設、あんしんケアセンター、千葉市



具体的な取り組み⑦

地域福祉活動を充実するために、区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成に努めます

33 ボランティア組織のネットワーク化（社協・行政などによるコーディネート、活動支援）

- ・個人やグループでボランティア活動する者同士が連携し、ボランティア活動の輪を広げていけるように、地域のボランティアのネットワーク化に努めます。

☆想定される主な担い手：ボランティア、ボランティアセンター、千葉市

34 ボランティア登録（地域の人材バンク）

- ・町内自治会単位などの身近な地域で、ボランティア活動をしたい人の経験、能力、資格、技術、専門知識、活動できる時間帯など、具体的な事がわかるような登録制度（地域の人材バンク）をつくります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、ボランティア

35 身近なボランティア活動の拠点づくり

- ・ボランティアに関する情報や啓発等にとどまらず、ボランティアをしたい人とボランティアを利用したい人とのニーズに応じたマッチングを行うため、区ボランティアセンターのより一層のコーディネート機能の向上に努めます。
- ・区ボランティアセンターを、地域ボランティアの情報発信の中核とします。

☆想定される主な担い手：区ボランティアセンター

36 地域住民によるボランティア・NPO活動の推進

- ・ひとり暮らし高齢者や障害者などで日常生活に不便を感じている方々に対して、ゴミ出しや買い物の代行、見守りなどを行います。
- ・地域ごとに外出困難な方々の移動できる手段を確保するため、運転ボランティアなどの協力により実施します。
- ・高齢者宅の蛍光灯交換、植木の剪定・庭の草刈、家具のリサイクル、道路の掃除、歩道の花づくり等を有償ボランティアにより行います。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、ボランティア、NPO

取り組みの方向性（5）

地域における各種団体・組織等の活性化

【現 状】

- 地域には、町内自治会をはじめとして、社協地区部会、老人クラブ、民生委員・児童委員など、これまで長年地域の中心的な存在として重要な役割を担っている団体・組織等があります。
また、ボランティア・NPO団体など、近年比較的新しい存在として活動が目されている団体・組織等もあり、新旧様々な団体・組織等が、それぞれ地域住民の生活を支えるべく様々な地域活動を展開しています。
- 町内自治会長のなり手が少ないため、会長が毎年交替し、道路や公園の整備をはじめ、地域の様々な問題を行政に働きかけていくことが難しい町内自治会も多くあり、町内自治会間の格差が広がっています。
- 花見川区の社協地区部会は、犢橋、花見川、検見川、花園、206、幕張・武石、花見川第2、朝日ヶ丘、こてはし台、天戸中学校区、さつきが丘中学校、幕張本郷中学校区、畑の13の地区部会がありますが、幕張町の一部に空白地区が残されております。
- 各団体や組織等がそれぞれ様々な活動をしているものの、組織が縦割りであることや地域福祉活動への理解が十分に図られていないことなどから、地域全体で継続的な地域福祉の取り組みが行われているとは言えない状況です。

【課 題】

- 地域の各団体・組織等がそれぞれの役割を十分理解し、幅広く活動することで、組織の欠陥や活動の重複が明確になり、組織の統廃合や連携、交流の必要性も洗い出されてくるものと思われます。
- 地域にある新旧の様々な団体・組織同士がお互いに交流し、学びあい、連携して、更なる地域福祉活動を展開していく必要があります。

具体的な取り組み⑧

社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、お互いの活動を理解し、団体同士が連携・協力することで、組織強化に努めます。

37 町内自治会の組織強化

- ・地域の町内自治会の組織や活動内容について、広報紙の発行やホームページを開設することなどにより、町内自治会の情報をわかりやすく地域住民に伝えるように努めます。
- ・町内自治会への加入を増やすため、未加入者に対して町内自治会の果たす役割を説明して、地域を皆で大切にしていける意識を持てるよう声かけを行います。
- ・より多くの方が町内自治会の活動に積極的に関与できるように、役員や役割を増やし、活動の幅を広げて、担い手の確保に努めます。
- ・地域福祉を推進するための専門部会を設置するなど、町内自治会が主体的に福祉活動を行える体制を整えます。
- ・子ども会活動を充実させ、より多くの子どもが地域で活動する機会をつくります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、子ども会

38 社協地区部会の充実

- ・花見川区のすべての地域に地区部会の設置ができるよう努めます。
- ・地区部会の設置にあたっては、その地区内の町内自治会の理解を求めて、協力して取り組む必要があります。
また、市・区社協の積極的な参加が期待されます。
- ・地区部会の存在を広く周知するとともに、会員を増やすため、様々な活動への参加を働きかけます。

☆想定される主な担い手：社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員
老人クラブ、市・区社協

39 各町内自治会同士の連携強化

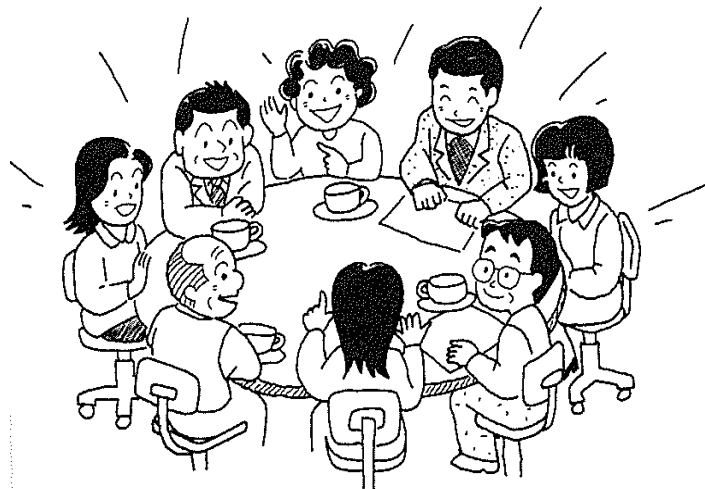
- ・他の町内自治会と交流し、お互いに学びあい、それぞれの良い活動を取り入れることができる機会をつくります。
- ・いくつかの町内自治会が合同により、祭りや各種行事を行い、参加してもらえるよう働きかけます。

☆想定される主な担い手：町内自治会

40 既存団体・組織とNPO法人等との連携

- ・既存の団体・組織等（町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、民生委員・児童委員など）と新しい団体・組織等（NPOやボランティアグループなど）が交流する機会をもち、お互いに学びあい、連携・協力して地域の福祉活動に取り組みます。その連携等を図るためには、地域福祉推進の中心的な担い手である市・区社協などによるコーディネート役が期待されます。
- ・各団体・組織等が共通理解を深めるため、地域福祉に関する研修や学習の機会をつくります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、
民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、
市・区社協



第3章 地域福祉の展開

取り組みの方向性（6）

地域生活への支援体制の構築

【現 状】

- 高齢者のゴミ出し、通院、買い物、緊急時の避難など、昔は「向こう三軒両隣」的な人間関係で解決できたものが、現在では非常に難しくなっています。
- 花見川区では、花見川団地、さつきが丘団地、西小中台団地など、5階建て・エレベーターなしの集合住宅が多くあり、階上の高齢者、障害者が様々な支援を求めています。
- 引きこもり、独居、不登校、虐待など、なかなか表面には現れにくい、いわゆる「声なき要支援者」が多数いると思われています。

【課 題】

- 地域ぐるみで、遠慮しないでお互い様の心で身近な人同士が支え合い、助け合い、支援を受けやすくするための仕組みづくり、工夫づくりが必要です。
- 「声なき要支援者」に対しては、専門的な対応が必要となる場合もありますが、まずはその実態を把握し、地域の各種団体と行政などが協働して、地域で支えるネットワークをつくり、対応していく必要があります。
- 地域生活への支援体制をつくるにあたっては、現在の豊かすぎる社会、情報過多の社会がもたらした心の問題を反省し、人と人とのつながりが尊重される地域社会の構築を目指す必要があります。

具体的な取り組み⑨ 【最重点項目】

地域での助け合いのため、地域のネットワークづくりを拡充し、要支援者などへの、身近な生活支援と独居高齢者の見守り安否確認の推進に努めます

41 町内自治会、社協地区部会等による生活支援ボランティアの充実

- ・町内自治会あるいは社協地区部会などでボランティアを募集し、支援を必要とする高齢者や障害者などの生活を支援するボランティア組織をつくりま
- す。
- ・高齢者、障害者が家族の手だけをあてにせず、ボランティアの支援を受けて、自由に趣味や集まりのために外出ができるようにします。

☆想定される主な担い手：町内自治会、NPO、社協地区部会、ボランティア

42 高齢者のお助け隊の結成

- ・町内自治会、ボランティアグループの協力で、地域の中に高齢者のお助け隊を結成して、相互助け合いのネットワークを整備して、ゴミ出し、買い物、通院支援等を行います。

☆想定される主な担い手：町内自治会、ボランティア、社協地区部会、民生委員・児童委員

43 独居・引きこもり等の要支援者の実態把握と支援

- ・独居、引きこもり等の要支援者の実態把握を行い、プライバシーに配慮しながら、情報を共有化し、支援に努めます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会

44 ひとり暮らし高齢者・引きこもりへの声かけ、見守り活動・安否確認

- ・「声かけ」「呼びかけ」「お誘い」「見守り」活動を始め、訪問、安否確認などを行います。

☆想定される主な担い手：地域住民、民生委員・児童委員、町内自治会、社協地区部会

45 ひとり親家庭への見守り支援

- ・ひとり親家庭の方に対して、訪問などの見守り支援を行います。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員

46 話し相手のボランティア、小中学生お手紙運動

- ・ひとり暮らし高齢者、引きこもりの人に小中学校の協力を得て、手紙、絵手紙を送る運動をします。

また、話し相手となる訪問活動をします。

☆想定される主な担い手：町内自治会、学校、ボランティア

47 子ども・高齢者への虐待、DVの早期発見

- ・虐待が疑われる場合は、警察・児童相談所・保健福祉センターなどへ通報します。

☆想定される主な担い手：地域住民、民生委員・児童委員、千葉市、警察署、福祉施設

基本方針3

身近にいつでも相談できる体制の構築と情報を共有できる仕組みづくり

取り組みの方向性（7）

必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり

【現 状】

- 町内自治会や社協地区部会による福祉活動やサークルによる活動、ボランティア活動など、地域を支える様々な活動が行われていますが、これらの活動に関する情報が必ずしも地域住民に十分に知らされていません。
- 介護・医療・年金等の福祉に関する情報においても、サービスや制度が多岐にわたり、かつ複雑であることから、わかりにくいという声が多く聞かれます。

【課 題】

- 地域内の様々な活動や福祉サービスに関する情報を、高齢者や障害者などを含め、誰にでもわかりやすく伝える工夫が求められており、さらには情報を地域で共有化することが大切です。
- 支援を必要とする人が必要なサービスを選択でき、適切にサービスが受けられるような仕組みが求められています。
- 情報の媒体や提供方法だけでなく、身近で気軽に相談できる場を確保し、相談窓口や生活支援を行う地域の相談支援体制の整備が必要となります。

具体的な取り組み⑩

地域の情報を共有し、わかりやすい情報として、発信・受信するための仕組みづくりに努めます

48 情報の周知方法の工夫

- ・町内自治会の回覧板は、できるだけわかりやすい情報や内容を各世帯に回覧または配付します。
- ・回覧板はできるだけ声をかけあって手渡ししましょう。
- ・ゴミステーションに掲示板を設置したり、要点を大きな字で記載したりするなど、町内掲示板を活用し、わかりやすく情報を周知します。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会

49 福祉おたすけマップの作成、活用

- ・どこでどのようなサービスが受けられるか、福祉おたすけマップの作成に努めます。
- ・各世帯に福祉おたすけマップを配付して、活用を図ります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、千葉市

50 地域ぐるみの情報収集、情報提供の体制整備

- ・日頃から地域の各団体等と横の連携を図ります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉施設、千葉市

51 情報を知る側の意識向上

- ・地域の中で必要とする情報を積極的に得るように努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民

52 サービスを評価する仕組みの活用

- ・福祉サービス事業者が基本的なサービス内容を開示するとともに、第三者がサービスを評価し公表する仕組みを活用し、客観的な情報をもとにより良いサービスを選択できるようにしましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、福祉施設、福祉事業者、千葉市

53 医療機関の情報提供によるネットワーク化の確立

- ・個人では医療機関の専門分野の把握が難しいため、医療機関が情報を公開しネットワーク化することにより、個人で症状に応じた専門医に受診できる体制の確立を図ります。

☆想定される主な担い手：医療機関、NPO、地域住民

具体的な取り組み⑪

住民相互が交流できる機会を増やしていくとともに、気軽に相談できる場の確保に努めます。

第3章 地域福祉の展開

54 身近な地域の相談者及び相談できる場の確保

- ・身近な地域で相談できるように心配りをします。
- ・いきいきサロン等や地域における行事を利用して、気軽に相談し合える関係づくりに努めます。
- ・町内自治会館や公民館、コミュニティセンター等の既存の施設を活用し、様々な悩みや心配ごとを身近な場所で相談できる仕組みをつくります。

☆想定される主な担い手：民生委員・児童委員、町内自治会、ボランティア、社協地区部会

55 相談窓口の充実

- ・子ども・高齢者・障害者の横断的な相談にきめ細かく対応できるよう相談窓口の機能充実に努めます。

☆想定される主な担い手：福祉施設、あんしんケアセンター、千葉市

56 保健福祉センター、あんしんケアセンター、福祉施設などの活用（早期対応策の相談）

- ・保健福祉センターやあんしんケアセンター、地域の福祉施設などを積極的に活用し、福祉サービスや介護に関する情報を得るようにしましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、保健福祉センター、あんしんケアセンター、福祉施設



取り組みの方向性（8）

適切なサービスが受けられるための仕組みづくり

【現 状】

- ひとり暮らし高齢者や障害者、または高齢者のみの世帯の割合が増えてきています。
- 寝たきりや認知症高齢者などの要介護者、足腰が弱って買い物に出られない、階段や坂道の歩行が困難である等の日常生活に支障をきたしている要支援者も増加しています。
- 突然の病気や事故により、入院には至っていないものの在宅で暮らす要支援者も多くいます。
- 福祉サービスを利用したいと思っても、どんなサービスがあるのかわからず、また、どこへ行き、誰に相談したらよいかかわからないという方が多くいると思われまます。

【課 題】

- いかにその方に適した支援や福祉サービスが受けられるかは重要であり、公的な福祉サービスに限らず、ボランティアやNPO活動など、公私の様々な福祉サービスや活動を適切に調整することにより、多様な福祉ニーズに十分に対応していくことが求められます。
- 支援を必要としている人がどのようなサービスを求めているかのニーズを把握し、ボランティアや福祉サービスを提供する側と適切に結びつけることが重要です。
- 誰もが住み慣れた地域で過ごせるよう、できるだけ在宅で生活していけるようボランティアや福祉サービスの適切な利用を図るとともに、地域全体で支える仕組みづくりが求められています。
- サービスを利用する側とサービスを提供する側は対等な立場であるべきことから、利用者側が不利益を被らないよう、福祉サービスの質の向上や、苦情処理体制の整備が欠かせません。

具体的な取り組み⑫

地域の福祉課題に対応するため、地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用し易いコーディネート機能の拡充に努めます。

第3章 地域福祉の展開

57 地域の組織的支援体制の構築

- ・地域の様々な団体・組織等が連携して、地域ぐるみの組織的支援体制の構築に努めます。
- ・民生委員・児童委員と町内自治会との連携を密にして、地域福祉に積極的に取り組む体制をつくります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、老人クラブ、
民生委員・児童委員、NPO、ボランティア

58 支援する側、支援を受ける側のシステムづくり（支援を受けやすくするための工夫づくり）

- ・ボランティアをしたい人と利用したい人の「登録制度」をつくり、「支援する側」「支援を受ける側」のシステムづくりをします。その際、両方をつなげる「窓口」をつくり、要支援者が支援を受けやすい工夫をします。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、
ボランティア

59 ニーズ把握

- ・支援を必要とする方がどのようなサービスを必要としているかの的確に把握するため、サービスを提供する側とを結ぶ機会をつくります。

☆想定される主な担い手：民生委員・児童委員、区ボランティアセンター、
あんしんケアセンター、福祉事業者、千葉市

具体的な取り組み⑬

地域住民が必要としている、ニーズに応じた支援を行うため、地域ぐるみの活動の充実に努めます

60 地域の様々な分野における支援のネットワーク化

- ・各種団体の定例会を確実に実施するとともに、各種団体間の細部にわたる情報交換を行います。
- ・地域住民やボランティアグループなど各種団体に所属しない方々を含めて、情報交換を行う場を設けます。
- ・地域の様々な機関・団体等が日頃から連携を図り、ニーズに応じて必要な支援を行うためのネットワークの構築を目指します。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、
老人クラブ、ボランティア、地域住民、
あんしんケアセンター、福祉施設、NPO

61 地域ぐるみの在宅ケア（家庭介護力の向上、地域の見守り活動など）

- ・公民館などによる在宅介護とケアの講習や研修に参加し、家庭の介護力の向上に努めましょう。
- ・高齢者のひとり暮らし、老老介護等における不安定な生活をなくすため、隣近所や町内自治会などによる「見守り」「助け合い」の仕組みをつくります。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、あんしんケアセンター

62 配食サービスや会食会の普及

- ・ひとり暮らし高齢者向けの配食サービスや会食会を開催し、高齢者相互の交流を図るとともに、健康相談だけでなく高齢者の様々な悩みごとや問題の相談に応じることにより、高齢者、障害者が地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めます。

☆想定される主な担い手：民生委員・児童委員、社協地区部会、町内自治会、ボランティア、NPO、福祉施設

63 登下校時の安全点検（見守り活動）の実施

- ・「地域の子どもは地域で守る」を基本に、セーフティウォッチャー（学校安全ボランティア）として、父兄や高齢者が見守りに参加し、登下校時の通学路や遊び場の安全の確保に努めます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、子ども会、PTA、学校、警察署、青少年育成委員会



基本方針 4

恵まれた地域性を生かし、リフレッシュできる、住み慣れた地域で安全に安心して暮せる地域づくり

取り組みの方向性（9）

心身の健康づくりの推進

【現 状】

- 花見川区は、シンボルである花見川が区のほぼ中央を南北に流れています。その流域には、中央部に花島公園、下流部にはしらさぎ公園等の大小の公園や緑地がつながっており、河川敷には北部の弁天橋から検見川の浜までサイクリングロードが整備され、野鳥の生息する四季折々に変化する周辺林地の風景を眺めながら、水辺をサイクリングやウォーキングすることができます。
- 花見川周辺にはゴルフ場や柏井の森に代表される森林も豊富で、低地は水田が広がり、極めて良好な自然環境が維持されているほか、流域に花島山天福寺（花島観音）、横戸元池弁天宮をはじめ大小の神社、仏閣、史跡も多く、格好の散歩道となっています。
- しかし、一部の利用者を除いて、良さがあまり知られていないこともあり、健康増進やリフレッシュにあまり利用されていません。

【課 題】

- 要介護者に対する介護サービスやリハビリだけでなく、要介護者にならないための健康づくりにもっと力を入れる必要があります。
- 子どもから高齢者までが生涯にわたって健康を増進し、健やかな人生を送るためには、一人ひとりが生活習慣への関心を深め、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組む必要があります。

具体的な取り組み⑭ 【重点項目】

地域における多種多様の健康情報がある中、住民自ら自分に適した健康づくりの機会に積極的に参加し、心身の健康づくりに努めましょう

64 健康づくりのイベント・講習会などへの積極的参加

- ・健康づくりのための様々なイベントや講座に積極的に参加することにより、健康学習に努めましょう。
- ・地域の病院に依頼して、成人病やがんなどの生活習慣病に関する講座等を開催し、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、社協地区部会、医療機関、福祉施設

65 高齢者向けスポーツの推進

- ・花見川周辺の良い自然環境を生かした屋外でのウォーキングやサイクリング、公園・空き地を利用した体操、グランドゴルフ、ゲートボール等の軽スポーツの普及を図ります。
- ・足腰の鍛錬、ストレスの解消等に努め、できるだけ要介護者にならず、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会

66 地域における各種サークル活動への参加の推進

- ・自分に合った趣味や娯楽などを通して地域活動に参加することは、より生き生きとした生活を送ることにつながります。趣味や娯楽、勉強会などの各種サークル活動に誰もが参加できるよう声かけを行うとともに、活動の輪を広げていきましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社協地区部会、サークル団体

67 健康づくりの普及・啓発（かかりつけ医・薬局の確保）

- ・各種広報活動などを通じて、健康づくりに関する的確できめ細かな情報の提供に努めます。
- ・地域で信頼できる医師（個人医等）をみつけ、常に診察を受けることにより、自身の健康状態の把握に努めましょう。
また、地域のかかりつけの薬局を持つことにより、薬に関する相談や健康相談を受けて安心して健康な生活に努めましょう。
- ・症状が重いときなどは、病気に対する治療法を自ら選択するためにも、セカンドオピニオン（他の医者への診断を受ける。）を得るよう努めましょう。

☆想定される主な担い手：地域住民、医療機関、薬局、千葉市

第3章 地域福祉の展開

68 介護予防活動の普及（認知症予防も含む）

- ・ B型機能訓練など介護予防活動の普及を図り、要介護者にならずいつまでも健康で活動できるようにしていきます。

☆想定される主な担い手：社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、千葉市

69 高齢者や障害者が参加しやすい地域行事の普及

- ・ 祭りやバザー、敬老会、フリーマーケット等の行事を未開催地域にも広げるとともに、高齢者や障害者に無料の福祉券（行事内の無料券）を配付したり、会場に高齢者の席や健康相談コーナーを設け、血压測定、体脂肪測定を行うなどして、高齢者、障害者が参加しやすい環境づくりを進めます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、社協地区部会、民生委員・児童委員、ボランティア、医療機関、福祉施設

70 スポーツに親しめる機会づくり

- ・ 健康を保つには、スポーツに親しむことが重要であり、無理をせず、自身に適したスポーツを選ぶことが大切です。

スポーツ施設の充実や様々なサークル活動の活発化など、誰でも気軽に楽しんでスポーツに親しめる環境を整えることが重要です。

例えば、社会体育振興会なども青少年向けのスポーツだけでなく高齢者向けメニューを広げていく必要があります。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、社会体育振興会、サークル団体、各種スポーツ団体、千葉市



取り組みの方向性（10）

地域が安心・安全な防犯・防災の仕組みの充実

【現 状】

- 平成22年9月30日現在、千葉市の自主防災組織の結成率は、65.6%、895団体です。花見川区は、69.9%、143団体となっています。
- 防災訓練は毎年所轄の消防署の指導で様々なかたちで行われていますが、本格的な高齢社会を迎え、従来の健常者を対象にした訓練だけでは十分とはいえず、なくなってきています。
- 花見川区では、鷹之台カンツリー倶楽部や東大検見川総合運動場等の広域避難場所が4ヶ所、小・中学校、公民館、公園、コミュニティセンター等の避難場所・避難所57ヶ所が指定され、広報無線や防災無線も主要避難場所に設置されています。しかし、区民の多くは緊急時の避難場所を必ずしも正確には理解していないと思われます。
- 平成21年の千葉市の犯罪発生件数は、18,379件で、平成12年の31,421件をピークに9年連続で減少しています。しかし、最も減少した平成8年（15,619件）より約1.2倍の高い水準にあり、減少幅もここ数年緩やかになっています。

【課 題】

- 今後は、地域住民が高齢社会における近隣との互助の重要性を十分に認識し、理解することであり、希薄化している互助精神の再生に向けた啓発活動が必要になっています。
- 特定の避難場所に避難者が集中しないよう、人口密度を考えた避難所の地区割りを決めておく必要があります。
- 防犯パトロール隊が結成されても活動するのは一部の住民に限られていたり、ようやく始めても長続きしないなど、なかなか活動が根付いていない地域があります。犯罪が発生する前の予防策が必要であることを地域住民に理解してもらい、協力してもらうため、根気強い啓発活動が必要です。

具体的な取り組み⑮ 【重点項目】

地域での防犯意識を高め、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます

71 安全・防犯に関する広報活動（地域での情報交換）

・危険な場所の周知方法は、ポスターによる周知や犯罪情報の回覧により行います。

また、各町内自治会は緊密な連携をとり、お互いに情報交換を密にするとともに、学校や近隣交番とも連携して情報の共有を図ります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、学校、警察署

72 小・中・高校生による危険箇所の実地体験

・子どもなどから見て、危ないと思われる箇所を自ら体験し、地域の防犯に役立てます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、子ども会、PTA、学校

73 防犯パトロールの実施

・町内自治会でパトロール班をつくり、会員が順番に参加してパトロールをすることにより、地域の防犯対策の強化に努めます。

・防犯街灯を増設するとともに、各家の門灯点灯の協力依頼をし、まちを明るくします。

☆想定される主な担い手：町内自治会、千葉市

74 放置自転車・違法駐車対策

・駅前、商店街、生活道路等の放置自転車や違法駐車による交通・防犯の障害となるものについて、注意を促すとともに、警察に取締りを要請します。

☆想定される主な担い手：町内自治会、交通安全協会、警察署

75 防犯マップの作成・活用

・町内自治会と警察が協力して、地域の危険箇所（特に夜間）や犯罪の発生しやすい場所をチェックし、マップを作成することにより、住民に注意を促します。

☆想定される主な担い手：町内自治会、警察署

76 地域防犯情報センター指定制度の活用

・防犯パトロール等の自主防犯活動の拠点として、町内自治会館や集会所を地域防犯情報センターとして登録する（千葉県公安委員会指定）ことにより、犯罪の抑止効果と地域住民の防犯意識の高揚を図ります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、警察署

具体的な取り組み⑩ 【重点項目】

地域での防災意識を高め、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実に努めます

77 日頃からの近所との良好な関係づくり

・町内自治会等が地域の良好な関係をつくり、プライバシーへの配慮をしながら、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等を含めた家族構成の把握に努め、緊急時の支援に備えます。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員

78 防災対策への意識向上

・防災センターの見学、消防署の講習、高齢者の災害体験談などを通じて、防災対策への知識や意識を向上させ、緊急時に備えます。

☆想定される主な担い手：地域住民、町内自治会、千葉市

79 防災マップの作成・活用

・花見川区の防災マップを、家庭に備え活用するとともに、町内自治会ごとに避難経路がわかるような書き込みをしたものを作成します。避難場所・避難所については、誰がどこに行くかを事前に特定させるなどある程度地区割りを明確にする必要があります。

☆想定される主な担い手：町内自治会、千葉市

80 地域ぐるみの助け合い運動

・9月1日の防災訓練だけでなく定期的に実施し、日頃から助け合いの気持ちを醸成します。

また、各家庭に防災用品を備えることによって、地域住民が情報交換しあいながら助け合いの気持ちを盛り上げましょう。

広報無線の数を増やし、瞬時に災害情報が把握できるようにして、地域住民の情報の共有に努めます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、千葉市

81 自主防災組織の結成促進（100%目標）

- ・災害の被害を最小限にするには、日頃から区民一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内の防災対策をはじめ、地域ぐるみで防災活動を行うことが重要です。すべての町内自治会に自主防災組織を設置し、定期的に防災訓練に参加することによって、子どもから高齢者まで近隣だけでなく地域ぐるみで、互助の重要性の理解を促します。

☆想定される主な担い手：町内自治会

82 緊急時の救援マップの作成

- ・高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等を対象にした緊急時の救援マップ（居住場所を示すマップ）を、民生委員・児童委員を中心に町内自治会も協力して作成していきます。

救援マップは、プライバシーを守るため、民生委員・児童委員が保管し、震災、風水害、火災等の緊急時には開示し、救出活動に利用できるよう定期的に見直しを行っていきます。

☆想定される主な担い手：町内自治会、民生委員・児童委員



第4章 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、その策定がゴールではなく、スタートです。
いかにして、計画を実行していくことができるのかがポイントになります。
本計画では、以下のとおり基本目標を定めています。

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、

住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

この目標の実現を図るために、「4つの基本方針」およびその「具体的な取り組み内容」を提示してきました。

この計画が「絵に描いた餅」にならないよう、計画に盛り込まれた内容を地域の皆さんがとりあげ、各々の地域の創意工夫により具体的な活動へつなげていくために、以下のように計画の推進に向けての様々な方策を行っていく必要があります。

1 計画の普及・啓発

- 地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりや団体・企業の方々などに本計画の存在や主旨、内容を知っていただき、計画の推進に積極的に参加していただく必要があります
- 本計画を評価し、次につなげていくためには、推進状況を把握することが欠かせません。そのためには、活動を実践している方や参加している方などへ計画を周知し、より多くの情報を得る必要があります。
- 本計画を知ることが地域福祉の第一歩です。できるだけ多くの人に知ってもらうことが、担い手不足や財源不足の問題解消にもつながります。まずは、知っている人が知らない人に教えることから始めましょう。

第4章 計画の推進に向けて

2 担い手の確保

- 高齢者の中でも若い元気な方々は、地域において活動の中心を担う世代となります。60歳から活動を始めれば、15年は活躍が期待できる重要な世代です。この世代をどう呼び込んでいくか方策を検討しなければいけません。
- 地域活動や社会貢献に参加する意思がありながら、活動につながっていない方々をどう結び付けるか方策を検討するとともに、勤労者層・若年層・子ども等多様な層の人々の関心を引き、次の世代を担う人材を育成していく必要があります。
- 従来からの組織においては、担い手の高齢化・担い手不足による弱体化が見られるところがあります。世代交代がうまく進むよう組織内でも人材を育成するとともに、新たな人材をいつでも受け入れられる体制を整える必要があります。

3 財源の確保

- 地域福祉を推進するための財源として、会員会費や寄付金、行政からの補助金・受託金等がありますが、現在の経済状況下では、これまで以上に財源を増やす取り組みを積極的に行わなくては、減少していくことは避けられません。
- 取り組みを継続的に実施していくためには、財源の確保が欠かせません。行事等に参加する方に無理のない参加費を求めるなど、新たな財源を確保する方策を検討する必要があります。
- これまで実施してきた活動についても社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、ニーズの高い活動に力を入れる一方、効果の低い活動は統合・廃止するなど、限りある財源を有効に活用する取り組みが求められます。

資 料 編

花見川区町丁別人口(平成22年9月30日現在)

(単位:人)

町丁名	世帯数	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率	人口比率		
朝日ヶ丘1丁目	625	1,526	167	10.9%	343	22.5%
朝日ヶ丘2丁目	1,534	3,700	313	8.5%	701	18.9%
朝日ヶ丘3丁目	1,176	2,930	358	12.2%	465	15.9%
朝日ヶ丘4丁目	961	2,332	304	13.0%	561	24.1%
朝日ヶ丘5丁目	553	1,355	135	10.0%	414	30.6%
天戸町	782	1,902	167	8.8%	493	25.9%
内山町	283	448	27	6.0%	85	19.0%
宇那谷町	1,113	3,786	1,191	31.5%	264	7.0%
柏井1丁目	781	1,789	166	9.3%	619	34.6%
柏井4丁目	911	2,129	214	10.1%	554	26.0%
柏井町	434	963	97	10.1%	296	30.7%
検見川町1丁目	590	1,155	100	8.7%	340	29.4%
検見川町2丁目	660	1,340	136	10.1%	281	21.0%
検見川町3丁目	1,913	4,016	515	12.8%	751	18.7%
検見川町5丁目	1,370	2,959	323	10.9%	711	24.0%
こてはし台1丁目	355	891	91	10.2%	364	40.9%
こてはし台2丁目	352	845	74	8.8%	330	39.1%
こてはし台3丁目	412	976	82	8.4%	402	41.2%
こてはし台4丁目	519	1,216	101	8.3%	455	37.4%
こてはし台5丁目	387	915	67	7.3%	400	43.7%
こてはし台6丁目	779	1,902	141	7.4%	749	39.4%
犢橋町	1,333	3,025	470	15.5%	622	20.6%
作新台1丁目	521	1,318	144	10.9%	443	33.6%
作新台2丁目	705	1,774	206	11.6%	466	26.3%
作新台3丁目	469	1,032	104	10.1%	244	23.6%
作新台4丁目	424	1,112	136	12.2%	157	14.1%
作新台5丁目	473	1,149	159	13.8%	228	19.8%
作新台6丁目	572	1,341	164	12.2%	287	21.4%
作新台7丁目	254	657	89	13.5%	124	18.9%
作新台8丁目	565	1,438	186	12.9%	323	22.5%
さつきが丘1丁目	1,883	4,292	504	11.7%	1,129	26.3%
さつきが丘2丁目	2,354	5,153	625	12.1%	1,210	23.5%
三角町	933	2,206	212	9.6%	534	24.2%
大日町	330	626	43	6.9%	184	29.4%
武石町1丁目	334	851	75	8.8%	233	27.4%
武石町2丁目	732	1,432	134	9.4%	333	23.3%

花見川区町丁別人口(平成22年9月30日現在)

(単位:人)

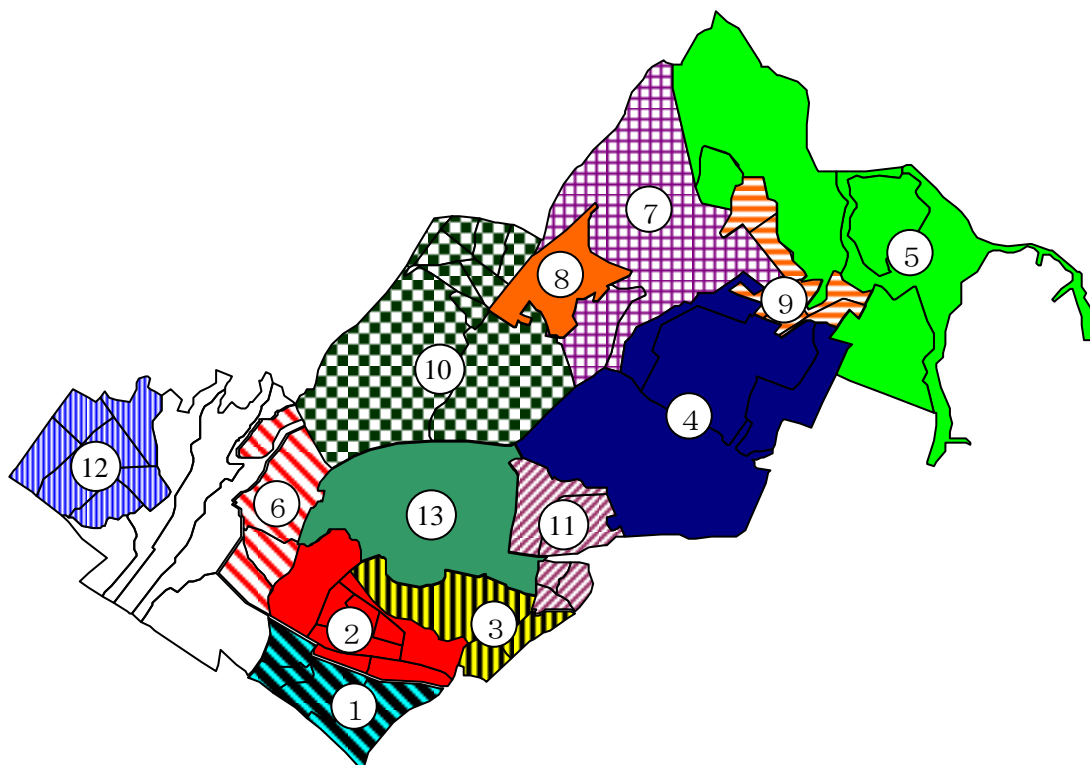
町丁名	世帯数	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率	人口比率		
千種町	2,873	6,283	825	13.1%	1,144	18.2%
長作台1丁目	363	843	76	9.0%	263	31.2%
長作台2丁目	638	1,525	149	9.8%	478	31.3%
長作町	2,159	5,427	675	12.4%	1,153	21.2%
浪花町	1,251	2,942	414	14.1%	551	18.7%
西小中台	946	1,935	196	10.1%	593	30.6%
畑町	2,043	4,958	667	13.5%	1,113	22.4%
花島町	332	679	67	9.9%	226	33.3%
花園1丁目	500	928	70	7.5%	249	26.8%
花園2丁目	591	1,182	155	13.1%	241	20.4%
花園3丁目	604	1,324	173	13.1%	299	22.6%
花園4丁目	361	798	84	10.5%	210	26.3%
花園5丁目	261	552	28	5.1%	177	32.1%
花園町	1,244	2,872	365	12.7%	538	18.7%
花見川	4	6	-	-	-	-
花見川 1	1,024	2,266	279	12.3%	696	30.7%
花見川 2	1,457	3,104	353	11.4%	878	28.3%
花見川 3	640	1,410	161	11.4%	433	30.7%
花見川 4	847	1,795	218	12.1%	411	22.9%
花見川 5	113	244	-	-	-	-
花見川 6	509	1,096	87	7.9%	427	39.0%
花見川 7	849	1,653	147	8.9%	606	36.7%
花見川 8	680	1,542	185	12.0%	441	28.6%
花見川 9	1,158	1,945	182	9.4%	564	29.0%
幕張町1丁目	1,685	3,822	565	14.8%	771	20.2%
幕張町2丁目	841	1,819	171	9.4%	495	27.2%
幕張町3丁目	1,645	3,721	442	11.9%	818	22.0%
幕張町4丁目	1,851	4,164	494	11.9%	791	19.0%
幕張町5丁目	5,313	12,438	1,908	15.3%	1,909	15.3%
幕張町6丁目	1,041	1,997	182	9.1%	516	25.8%
幕張本郷1丁目	1,426	2,879	412	14.3%	170	5.9%
幕張本郷2丁目	2,100	4,107	584	14.2%	307	7.5%
幕張本郷3丁目	1,648	3,798	737	19.4%	307	8.1%
幕張本郷4丁目	441	1,032	159	15.4%	105	10.2%
幕張本郷5丁目	1,112	2,320	396	17.1%	111	4.8%
幕張本郷6丁目	963	1,833	246	13.4%	131	7.1%

花見川区町丁別人口(平成22年9月30日現在)

(単位:人)

町丁名	世帯数	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)	
			人口比率	人口比率		
幕張本郷7丁目	1,841	4,319	825	19.1%	375	8.7%
瑞穂1丁目	326	1,052	223	21.2%	64	6.1%
瑞穂2丁目	1,189	3,507	786	22.4%	304	8.7%
瑞穂3丁目	420	1,287	322	25.0%	89	6.9%
南花園1丁目	926	1,800	167	9.3%	521	28.9%
南花園2丁目	444	617	27	4.4%	88	14.3%
宮野木台1丁目	737	1,910	232	12.1%	320	16.8%
宮野木台2丁目	332	793	120	15.1%	125	15.8%
宮野木台3丁目	327	729	67	9.2%	294	40.3%
宮野木台4丁目	427	1,052	138	13.1%	271	25.8%
横戸町	1,593	3,777	406	10.7%	930	24.6%
横戸台	597	1,631	104	6.4%	370	22.7%
計	79,044	180,194	23,318	12.9%	38,024	21.1%

花見川区社会福祉協議会地区部会活動対象区域



	地区部会名	活動対象区域
①	検見川	検見川町、南花園 2 丁目の一部
②	花園	花園、花園町、浪花町、瑞穂、朝日ヶ丘 3 丁目の一部、朝日ヶ丘 4 丁目、南花園 1 丁目、南花園 2 丁目の一部
③	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘 1 丁目の一部、朝日ヶ丘 2 丁目、朝日ヶ丘 3 丁目の一部、西小中台、宮野木台 1 丁目
④	犢橋	犢橋町、千種町、三角町
⑤	206	大日町、内山町、宇那谷町、横戸台、横戸町の一部
⑥	幕張・武石	武石町 1 丁目の一部、武石町 2 丁目、幕張町 4 丁目の一部、幕張町 6 丁目
⑦	花見川	柏井町、柏井、花島町、横戸町の一部、作新台 1・2 丁目の一部、花見川 6・7 街区
⑧	花見川第 2	天戸町の一部、花見川 1～5 街区、8・9 街区
⑨	こてはし台	こてはし台
⑩	天戸中学校区	長作町、長作台、作新台 1・2 丁目の一部、作新台 3～8 丁目、天戸町の一部、幕張町 4 丁目の一部
⑪	さつきが丘中学校	さつきが丘、宮野木台 2 丁目、宮野木台 3 丁目の一部、宮野木台 4 丁目
⑫	幕張本郷中学校区	幕張本郷、幕張町 1 丁目の一部
⑬	畑	畑町、朝日ヶ丘 1・2 丁目の一部、朝日ヶ丘 5 丁目、宮野木台 3 丁目の一部
	未設置地区	武石町 1 丁目の一部、幕張町 1・2 丁目の一部、幕張町 3 丁目、幕張町 4・5 丁目の一部

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
高齢者	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム晴山苑	花島町 149-1	250-7351
		特別養護老人ホーム一倫荘	大日町 1492-2	257-7000
		特別養護老人ホーム桐花園	幕張町 3-2362-2	213-3881
		特別養護老人ホーム花見の里	柏井町 277-5	216-7701
		介護老人保健施設晴山苑	花島町 149-1	250-7352
		介護老人保健施設 晴山会ケアセンター	天戸町 1483-4	257-0055
		介護老人保健施設まくはりの郷	幕張町 5-405-2	272-2000
		介護老人保健施設ほうゆう苑	檀橋町 671-3	216-0666
		介護老人保健施設ゆうあい苑	柏井町 1132-1	047-480-2111
	通所介護事業所 (デイサービス施設)	晴山苑デイサービスセンター	花島町 149-1	250-7351
		デイサービスセンター一倫荘	大日町 1492-2	257-7000
		千葉市花見川いきいきプラザ	三角町 750	216-0080
		デイサービスセンター桜ホーム	幕張本郷 3-4-22	272-0123
		ケアネットワークまごころの家	作新台 6-12-3	298-0088
		ヤックスデイサービスセンター検見川	検見川町 1-44-1	350-5297
		デイサービスセンター桐花園	幕張町 3-2362-2	213-3881
		ヤックスデイサービスセンター花見川	柏井 1-4-1	216-7710
		あさひデイサービスセンター	朝日ヶ丘 1-10-15	298-2817
		デイサービスセンター花見の里	柏井町 277-5	216-7701
		あおぞらの里花見川 デイサービスセンター	畑町 467-5	273-2501
		デイサービスセンターからたち	幕張町 5-225	213-2601
		デイサービスセンターリブデイ花見川	花見川 3-29-101	216-6501
		ニチイケアセンターさつきが丘	さつきが丘 2-28-15	298-5080
		ユニマットケアセンター畑町	畑町 1334-1	310-8341
		ケアセンターつどい武石	武石町 1-824	298-1601
		ミニデイルーム・パル	作新台 6-16-5-101	259-5823
		いしいさん家	柏井 4-26-4	047-481-3220
		嶋木鍼灸接骨院通所介護事業所	作新台 6-6-21	259-8144
		れんげの家	花園町 1574-18	275-8023
		デイサービスセンターふくふく	朝日ヶ丘 5-1-1	351-3901
	デイサービスセンターゆかりの里	千種町 380-6	308-6483	
	アイネット幕張デイサービス	幕張町 1-5027 アイネット幕張ビル 1 階	213-3360	
	デイサービス「ご近所さん」	検見川町 2-92-7	445-7530	
通所介護事業所 (デイサービス施設)	デイサービスセンターりんりん	宇那谷町 1735	309-8484	
	エターナルデイサービスセンター幕張	幕張町 5-417-222-120	306-1038	
	デイサービスパーク	幕張本郷 6-20-24	271-8941	

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
高齢者	通所介護事業所 (デイサービス施設)	ふくし村健康道場	大日町 1260-7	286-3364
		デイサービス・元気庵こてはし店	横戸台 17-5	257-3644
		デイサービス花園町	花園町 2435-45	441-4781
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	晴山苑	花島町 149-1	250-7351
		桐花園	幕張町 3-2362-2	213-3881
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	グループホームゆう希苑	天戸町町 1366	257-8101
		医療法人社団子羊会 グループホーム横戸	千種町 111-1	047-481-1611
		グループホームめぐみの丘Ⅱ	三角町 178-25	258-6133
		グループホームちぐさの家	千種町 150-1	216-1600
		グループホーム・ゆうゆう	檀橋町 12-3	216-7211
		ユニマットケアセンター畑町	畑町 1344-1	310-8341
		グループホームリブ花見川	花見川 3-29-201	286-3881
		グループホームリブゆかりの里	千種町 380-6	258-3100
		アイネット幕張ホーム	幕張町 1-5027	213-3360
		グループホームつどい「荻原家」	武石町 1-824	298-1602
		グループホームあんしん苑	横戸町 893-1	250-0800
		花梨の里	千種町 111-1	250-1500
		グループホームよされ	宇那谷町 123-13	298-0430
		グループホームきらら朝日ヶ丘	朝日ヶ丘 3-9-33	297-3788
		グループホームガーデンコート 千葉さつきが丘	畑町 73	216-6681
		グループホームアリス	天戸町町 688-1	250-3339
		グループホームはなみの家	大日町 1386	309-6545
		グループホームかしわい	柏井町 1132-1	480-2165
		認知症デイサービス施設	デイサービスセンター野の花	千種町 166-10
	デイサービスセンターからたち		幕張町 5-225	213-2601
	小規模多機能型居宅介護施設	ひなぎくケアセンター	横戸台 5-12	216-6062
		サポステ幕張本郷	幕張本郷 2-16-16	276-2920
	有料老人ホーム	シニア町内会癒しのまくはり館	幕張町 5-370-4	212-8155
		アミーユ朝日ヶ丘	朝日ヶ丘 2-5-2	213-5000
		百々花	千種町 177-28	215-5151
		サニーライフ幕張	幕張本郷 3-3-12	275-5000
		ベストライフ幕張	幕張本郷 2-15-22	273-6300
		ハーフル・ニュー幕張	花園 3-5-6	213-5501
ニチイのきらめき新検見川		畑町 662-442	276-1581	
MIZUHO VILLAGE KEMIGAWA		検見川町 5-2240-4	351-1551	
幕張やわらぎ苑		幕張本郷 1-14-20	276-3600	

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
高齢者	有料老人ホーム	ボンセジュール花見川	花園 3-4-6	271-7501
		ハーフル幕張	花園 3-5-7	350-5011
		ル・レーヴ花見川	横戸町 1131-2	047-480-8731
		未来倶楽部幕張	幕張本郷 2-15-8	212-0301
		グループリビングやご	幕張町 1-5026-2	276-5171
	安心ケアセンター (地域包括支援センター)	晴山苑	花島町 149-1	250-1701
		まくはりの郷	幕張町 5-405-2	212-7300
	居宅介護支援事業所	花園診療所	花園 2-8-25	272-7202
		幕張本郷クリニック	幕張本郷 3-22-2	350-5133
		ちぐさ薬局	千種町 358-6	215-1435
		介護老人保健施設晴山苑	花島町 149-1	250-7352
		介護老人保健施設ほうゆう苑	檀橋町 671-3	216-0707
		花見川訪問看護ステーション	天戸町 1495-4	286-1003
		みやのぎ訪問看護ステーション	宮野木台 1 丁目 5 番地 12 号	290-5101
		最成病院居宅介護支援室	柏井町 1132-1	047-480-2133
		ケアプラン幕張	幕張町 5-392-3	212-2001
		晴山苑居宅介護支援事業所	花島町 149-1	250-7353
		特定非営利活動法人はなまる企画	花園 1-6-7	296-3372
		京葉治療院在宅ケアネットワーク	畑町 432-1 STビル 103	297-0128
		ニチイケアセンター新検見川	南花園 1-44-9 高山ビル 101 号	350-0882
		特定非営利活動法人 まごころサービス千葉	幕張本郷 1-23-15 グラントゥール第 2-107 号	274-9711
		居宅介護支援センター花見の里	柏井町 277-5	216-7701
		サクラ・ケアセンター	作新台 5-11-7	257-6991
		千葉西ケアマネージャー事務所	幕張町 5-417-222-119	213-2143
		千葉れんげサービス	花園町 1574-18	275-8023
		ヤックス花見川訪問介護支援センター	柏井 1-4-1 ヤックスデイサービスセンター花見川内	286-6386
		ヴェルデケアサービス花見川	作新台 8-5-15	215-2661
		ケイワ介護サービス	千種町 166-90	258-0858
		シニア町内会まくはり館 居宅介護支援事業所	幕張町 5-370-4	212-8210
		ケアサポート一倫荘	宇那谷町 1735	298-5310
		ケアプランサービスリブケア花見川	花見川 3-25-102	298-5247
		居宅介護支援事業所 キュー企画ケアサービス	幕張本郷 2-16-15	306-2211
		ニチイケアセンターさつきが丘	さつきが丘 2-28-15	298-5080
ユニマツケアセンター畑町		畑町 1334-1	310-8360	
アイケア幕張ステーション	幕張町 5-417-103	274-4130		
あいケアマネージャー事務所	幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 204 号	213-2037		

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
高齢者	居宅介護支援事業所	ケアステーションライフ	幕張本郷 6-21-15 メゾン本郷 105号	275-0306
		ケアプランセンターエイゼット	朝日ケ丘 5-1-1	351-3903
		合同会社ムカエ介護支援事業所	宮野木台 3-5-2	251-3288
		高橋接骨院介護プランサービ	幕張町 3-1105-12-2F	212-7511
		白樺・池上介護センター	花見川 7-19-102	257-3997
		在宅介護センターこぶしの会	こてはし台 1-23-3	250-6322
		マウントバード居宅介護	千種町 338-12	216-1600
		ワムケアすずの音ケアプランセンター	柏井 1-6-4 コーポソレイユ 102	309-5700
		居宅介護支援事業所ゆーはーと	千種町 246-2 土屋ビルA	257-2651
		居宅介護支援事業所桐花園	幕張町 3-2362-2	213-3881
		ケアサポートつくし	柏井 4-5-23	047-485-6596
		ケア・パーク	幕張本郷 6-20-25	274-4980
		介護支援事業所プチトマト	長作台 1-4-44	216-1139
		Hana居宅介護支援事業所さつきが丘	さつきが丘 2-1-1 ビューアイト'さつきが丘 107号	298-6555
		アイプラザ介護企画	大日町 1261-2	239-7909
		アイケア花見川ステーション	幕張町 5-417-73	350-1955
		介護支援相談所「ご近所さん」	検見川町 2-92-7	205-4646
		幕張やわらぎ	幕張本郷 3-3-12 サニーライフ幕張内	213-6131
		株式会社みずほコミュニケーションズ	検見川町 5-2240-4	351-1551
		ハートフル幕張	花園 3-5-7	350-5011
		ケアプランあんしん	横戸町 1565-8	047-485-8499
		ファーストステージ花見川	花園 1-20-18 横須賀第2ビル 1F	272-3010
山びこ会	検見川町 3-302-3-404	350-1145		
障害者	障害福祉サービス事業所	オリーブハウス	横戸町 786-4	216-8211
		ワーク幕張	幕張町 4-606	213-3773
		ステップ ちば	天戸町 757-3	258-1407
		まあぶるひろ	幕張町 5-391-3	274-3107
	障害者支援施設	畑町ガーデン	畑町 591-17	350-1550
	地域活動支援センターⅠ型	支援センターはなみがわ	天戸町 757-3	258-1400
	地域活動支援センターⅡ型	そらのまめ	幕張町 5-417-281 第8マチイビル 501号	310-3062
	地域活動支援センターⅢ型	すばる	朝日ケ丘 4-38-7	272-3368
	知的障害者生活ホーム	りんごの家	幕張町 5丁目	212-0189
		天戸ホーム	天戸町	258-8641
		ミモザ	さつきが丘 2丁目	259-2688
		第二ミモザ	さつきが丘 1丁目	259-8678
心身障害者ワークホーム	もなみ	畑町 591-19	271-5577	

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
障害者	心身障害者ワークホーム	つばさ	花園 1-15-3	273-7454
	共同生活介護	啓生寮	畑町 1701	276-9922
		けみがわグレース	検見川町 2-585	271-1456
	共同生活介護 共同生活援助	鉄腕アットホーム	檀橋町 172-9	250-3500
		特定非営利活動法人すばる	朝日ヶ丘 5-28-52	272-3367
		畑町ホーム通勤寮	畑町 577-4	271-9191
特別支援学校	県立特別支援学校	大日町 1410-2	257-3909	
児童	保育所	こてはし台	こてはし台 5-12	257-4512
		さつきが丘第一	さつきが丘 2-32-1	259-7567
		さつきが丘第二	さつきが丘 1-32-1	250-7121
		長作	長作町 739-3	259-6541
		西小中台	西小中台 5-20	271-1955
		花見川第一	花見川 3-23-101	259-1280
		花見川第二	花見川 2-41-101	259-5364
		花見川第三	花見川 4-2	259-3542
		幕張第一	幕張町 5-417-260	273-8763
		幕張第二	幕張町 4-636	273-7118
		幕張第三	幕張町 3-7730-5	272-5490
		ちどり	検見川町 3-331-4	271-7828
		みどり学園附属	幕張町 2-972	272-3610
		幕張いもっこ	幕張町 4-608-1	299-8116
	認可外保育施設	街かど保育園幕張本郷	幕張本郷 1-20-9	271-4152
		キッズスペースウィービー 幕張本郷	幕張本郷 2-6-4	213-8311
		キッズルーム ぴよんぴよん	作新台 1-6-11	257-6730
		KIDDY KINGDOM	幕張本郷 6-15-2	308-9552
		キャンディ検見川園	検見川町 3-302-25	310-3577
		スクルド幕張保育園	幕張本郷 2-4-8	276-8451
		ちびっこランドこてはし園	千種町 127-10	286-3063
		ちびっこランド幕張駅前園	幕張町 6-291-2 ニューウイング幕張 2F	275-7827
		花見川さくら学園	花島町 430-35	250-4150
		幕張台保育園	幕張本郷 5-17-4	272-9206
		幕張本郷駅前保育園	幕張本郷 1-3-5 大岩ビル 203	213-9777
		マミー&ミー幕張	幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 117	213-2373
		あいあい保育園	幕張町 5-187-1 幕張センタービル 1F	296-7098
		幼稚園	青い鳥	検見川町 1-48
	青い鳥第二		さつきが丘 2-13	259-3788

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
区	幼稚園	暁	西小中台 2-1	271-1950
		こてはし台	横戸町 857	257-2111
		さざれ	幕張町 5-241	273-8813
		さつきが丘	さつきが丘 1-33-1	250-6383
		新検見川	朝日ヶ丘 5-28-61	271-5000
		信徳寺あさひ	長作町 610-1	259-5558
		スガハラ	武石町 2-1017	273-3328
		第二ちぐさ	花見川 8-19	250-6660
		花園	花園 1-3-9	271-7837
		花見川	花見川 4-14-101	259-2637
		まこと第三	こてはし台 6-21-1	257-6017
		まこと第二	花見川 6-18	259-2602
		由田学園千葉	花見川 1-29	259-7095
		千葉しらゆり	作新台 8-7-3	259-4214
	病児・病後児保育	岩田こどもクリニック 「うさぎのあな」	幕張本郷 1-14-10 幸栄パレス 301	274-7431
	乳児院	エンジェルホーム	檀橋町 675	215-2100
	児童養護施設	ほうゆう・キッズホーム	檀橋町 675	215-2100
	子育てリラックス館	花見川・子育てリラックス館	花見川 3-28-101 (花見川団地商店街内)	215-2346
		幕張本郷・子育てリラックス館	幕張本郷 2-8-23 (アミティ望月 101 号)	276-7481
	地域子育て支援センター	子育てひろば・ちどり	検見川町 3-331-4 (ちどり保育園内)	276-3508
	児童福祉センター	花見川児童福祉センター	花見川 2-46	259-1425
	小学校	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘 2-6-1	273-5160
		上の台小学校	幕張本郷 4-8-1	272-1721
		柏井小学校	柏井町 4-48-1	047-484-2531
		検見川小学校	検見川町 3-322-23	273-8030
		檀橋小学校	檀橋町 774	259-2057
		こてはし台小学校	こてはし台 2-28-1	259-1337
作新小学校		作新台 7-2-1	257-0927	
さつきが丘西小学校		さつきが丘 2-14	259-7700	
さつきが丘東小学校		さつきが丘 1-7	259-7701	
長作小学校		長作町 1273	259-1079	
西小中台小学校		西小中台 3-1	273-2746	
西の谷小学校		幕張本郷 3-22-6	272-6201	
畑小学校		畑町 1385-1	273-8074	
花島小学校	花見川 8-1	259-5127		
花園小学校	花園 4-1-2	271-3155		

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
1120	小学校	花見川第一小学校	花見川 4-1	259-0129
		花見川第二小学校	花見川 6-1	259-1229
		花見川第三小学校	花見川 1-1	259-1377
		幕張小学校	幕張町 4-781	271-7511
		幕張東小学校	幕張町 4-681	271-3191
		幕張南小学校	幕張町 3-7718	271-8511
		瑞穂小学校	瑞穂 1-2	271-7641
		横戸小学校	横戸町 1005	259-5588
	子どもルーム	ひまわり	朝日ヶ丘 2-1-20	276-5354
		柏井小学校	柏井 4-48-1	047-484-3327
		検見川	検見川町 2-203	272-9433
		こてはし台	こてはし台 5-12	286-8075
		櫛橋	櫛橋町 777-3	258-8090
		作新	作新台 6-7	250-8663
		さつきが丘東小学校	さつきが丘1-7	257-0445
		さつきが丘西小学校	さつきが丘 2-14	258-3013
		長作小学校	長作町 1273	258-3056
		西小中台小学校	西小中台 3-1	273-5639
		畑小学校	畑町 1385-1	273-7801
		花園小学校	花園 4-1-2	273-9116
		花見川第三小学校	花見川 1-1	250-8172
		花見川地区	花見川 2-46	216-0088
		花見川第一小学校	花見川 4-1	286-2539
		花見川第二小学校	花見川 6-1	259-7539
		幕張南小学校	幕張町 3-7718	272-0463
		幕張小学校	幕張町 4-781	310-0077
		幕張東小学校	幕張町 4-681	275-3680
		西の谷	幕張本郷 2-34-19 レジデンスジョービル 1F	272-1903
		上の台小学校	幕張本郷 4-8-1	276-8021
		瑞穂	瑞穂 1-12-13	275-8569
		横戸	横戸町 1005-2	216-0220
	中学校	朝日ヶ丘中学校	朝日ヶ丘 2-4-1	273-6651
		天戸中学校	天戸町 1429	250-1166
		櫛橋中学校	三角町 656-2	259-2308
		こてはし台中学校	こてはし台 5-15-1	259-1336
さつきが丘中学校		さつきが丘 2-15	259-7702	

花見川区内の施設一覧

区分	施設の種類	施設の名称	住所	電話
1/2/3/4	中学校	花園中学校	花園 4-1-1	271-7921
		花見川第一中学校	花見川 6-2	259-3580
		花見川第二中学校	天戸町 1428-1	250-3801
		幕張中学校	幕張町 4-45	273-7318
		幕張本郷中学校	幕張本郷 5-18-1	272-3072
		緑が丘中学校	犢橋町 213-4	250-3803
		青少年サポートセンター 北分室	花見川 2-31-103	259-1110
その他	コミュニティーセンター	畑コミュニティーセンター	畑町 1336-2	273-5454
		幕張コミュニティーセンター	幕張町 3-7730-4	272-5001
		花島コミュニティーセンター	花島町 308 花島公園センター内	286-8822
	図書館	花見川図書館	こてはし台 5-9-7	250-2851
		花見川図書館花見川団地分館	花見川 3-31-101	250-5111
	公民館	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘 1-1-30	272-4961
		検見川	検見川町 3-322-25	271-8220
		犢橋	犢橋町 162-1	259-2958
		こてはし台	横戸町 162-1	259-2958
		さつきが丘	さつきが丘 1-32-4	250-7977
		長作	長作町 1722-1	258-1919
		花園	花園 3-12-8	273-8842
		花見川	柏井町 1590-8	257-2756
		幕張	幕張町 4-602	273-7522
		幕張本郷	幕張本郷 2-19-33	271-6301

花見川区地域福祉計画推進協議会 議題一覧

平成18年度

- 第1回 (1) 委員長・副委員長の選任について
(2) 市及び花見川区福祉計画について
(3) 区福祉計画推進協議会の役割等について
(4) 今後のスケジュールにつて
- 第2回 (1) 社会福祉協議会の事業紹介について
(2) 花見川区地区部会の事業紹介について
(3) 地域福祉パイロット事業の意見具申について
- 第3回 (1) 社会福祉協議会の地区部会活動紹介について
(2) 地域福祉活動紹介について
(3) 地域福祉パイロット事業について
- 第4回 (1) 地域福祉パイロット事業について
(2) 平成19年度推進協について

平成19年度

- 第1回 (1) 委員長・副委員長の選任について
(2) 今後のスケジュールについて
(3) 地域福祉パイロット事業に係る申請内容への参考意見について
- 第2回 (1) 地域福祉パイロット事業(18年度)の報告について
(2) 地区部会活動ビデオについて
(3) あんしんケアセンター事業について
(4) 今後の活動について
- 第3回 (1) 地区部会活動報告書について
(2) 地域福祉パイロット事業の報告について
(3) 地域福祉活動の情報交換について
(4) 千葉市地域福祉活動事例集(仮称)について
- 第4回 (1) 地域福祉パイロット事業(19年度)の報告について
(2) 千葉市地域福祉活動事例集(仮称)について
(3) 地域福祉権利擁護事業案内について
(4) 次年度地域福祉推進協議会活動について

平成20年度

- 第1回 (1) 会議の公開について
(2) 委員長・副委員長の選任について
(3) 本年度の地域福祉推進に係る展開について
(地域福祉推進モデル事業ほか)
(4) 今後のスケジュールについて
- 第2回 (1) 平成19年度地域福祉パイロット事業の報告について
(2) 地域福祉の推進状況の把握について
(3) 市地域福祉計画推進協議会の設置について
(4) 地域福祉推進モデル事業の申請状況等について
- 第3回 (1) 地域福祉活動の事例について
(2) 地域福祉推進モデル事業について
(3) 地域福祉の推進状況について
(4) 市地域福祉計画推進協議会について

花見川区地域福祉計画推進協議会 議題一覧

平成21年度

- 第1回 (1) 会議の公開について
(2) 委員長・副委員長の選任について
(3) 区地域福祉計画の見直しについて
(4) 区地域福祉計画の推進状況について
(5) 今後のスケジュールについて
- 第2回 (1) 区地域福祉計画の推進状況について
(2) 区地域福祉計画の見直しについて
- 第3回 (1) 区地域福祉計画の推進状況について
(2) 区地域福祉計画の見直しについて
- 第4回 (1) 区地域福祉計画の推進状況について
(2) 区地域福祉計画の見直しについて
(3) 次年度の区地域福祉計画推進協議会について

平成22年度

- 第1回 (1) 会議の公開について
(2) 委員長・副委員長の選任について
(3) (仮称) 第2次花見川区地域福祉計画(案)について
(4) 花見川区地域福祉計画の推進状況について
(5) 今後のスケジュールについて
(6) 花見川区地域福祉計画推進協議会設置要綱の改正について
- 第2回 (1) 「花見川区地域福祉計画の推進状況」について
(2) (仮称) 第2期花見川区地域福祉計画(案)について
- 第3回 (1) 「花見川区地域福祉計画の推進状況」について
(2) (仮称) 第2期花見川区地域福祉計画(案)について
(3) 第2期花見川区地域福祉計画市民説明会について

花見川区市民説明会 平成22年11月13日(土)午前10時～11時45分まで
参加者 36名

パブリックコメント 実施期間 平成23年1月15日～平成23年2月14日

花見川区地域福祉計画推進協議会委員名簿

(第2期計画の策定に係わった委員)

(敬称略、50音順)

No		氏 名	所属団体等
1		アイハラ ヤヨイ 相原 弥生	みどり学園附属保育園
2	○	アズマノ フクマツ 東野 福松	花見川区町内自治会連絡協議会
3		アマガス リツペイ 天春 立兵	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
4		オオヤマ ハルジ 大山 治二	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
5		カタギリ イサオ 片桐 勲	花見川区町内自治会連絡協議会
6		カトウ ユウジ 加藤 裕二	障害福祉サービス事業所 オリーブハウス
7		カネコ ケンイ 和ウ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
8		カワシマ ヒロクニ 川島 博邦	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
9		クラヤ カツシ 蔵屋 勝敏	公募
10		クロダ ミノル 黒田 寛	千葉市社会福祉協議会花見川第2地区部会
11		サイトウ サトシ 齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
12		シノダ キョウコ 篠田 匡子	千葉市ボランティア連絡協議会
13		スズキ カツヒデ 鈴木 勝英	NPO法人 トータルライフサポート
14		タカハシ アキオ 高橋 昭夫	公募
15		タダ タカシ 多田 孝	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
16		ツルオカ ヨシツグ 鶴岡 喜嗣	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
17		トモシ ミツオ 友利 三雄	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
18		ハナシマ ケイゾウ 花島 桂三	千葉市身体障害者福祉団体連合会
19	◎	ハラダ マサオ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
20		ホソノ マサコ 細野 雅子	花見川区民生委員児童委員協議会
21		マチダ タダオ 町田 忠夫	ちばしファミリー・サポート・センター会員
22		ヤスカワ ジュンイチ 安川 準一	千葉市ボランティア連絡協議会
23		ヤスザワ ヒロシ 安澤 宏	公募
24		ヤブシタ マサル 藪下 勝	社会福祉法人 栗の木
25		ヤマダ サダユキ 山田 貞之	公募
26		ヨコヤ ノブオ 横矢 轟男	花見川区老人クラブ連合会
27		ヨコヤマ ヒロコ 横山 宏子	花見川区民生委員児童委員協議会
28		ヨシマツ ミツヨ 吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所
29		オクハラ タカオ 奥原 喬夫	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会(H21年度まで)
30		ハセベ キンゾウ 長谷部 金造	花見川区民生委員児童委員協議会(H21年度まで)

◎は委員長 ○は副委員長

花見川区地域福祉計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花見川区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する花見川区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また、計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地域住民（ただし、第2号及び第3号に該当するものを除く。）
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉事業者
- (4) その他花見川保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会開催に係る庶務は、花見川保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、花見川保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第2期花見川区地域福祉計画

発行 平成23年3月
編集・発行 花見川保健福祉センター 高齢障害支援課
〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1
電話 043-275-6425
FAX 043-275-6317
電子メール koreishogai.HAN@city.chiba.lg.jp

